

平成26年9月第3回八街市議会定例会会議録（第5号）

.....
1. 開議 平成26年9月11日 午前10時00分

1. 出席議員は次のとおり

1番 長谷川 健 介
2番 鈴木 広 美
3番 服 部 雅 恵
4番 小 菅 耕 二
5番 小 山 栄 治
6番 木 村 利 晴
7番 石 井 孝 昭
8番 桜 田 秀 雄
9番 山 口 孝 弘
10番 小 高 良 則
11番 湯 淺 祐 徳
12番 中 田 眞 司
13番 古 場 正 春
14番 林 政 男
16番 鯨 井 眞佐子
17番 加 藤 弘
18番 京 増 藤 江
19番 右 山 正 美
20番 丸 山 わき子
21番 川 上 雄 次
22番 林 修 三

.....
1. 欠席議員は次のとおり

15番 新 宅 雅 子

.....
1. 地方自治法第121条の規定による会議事件説明のための出席者は次のとおり

市	長	北 村 新 司
副 市	長	榎 本 隆 二
教 育	長	加曾利 佳 信
総 務 部	長	石 毛 勝
市 民 部	長	加 藤 多久美
経 済 環 境 部	長	吉 野 輝 美

建設部長	武井義行
会計管理者	醍醐真人
教育委員会教育次長	河野政弘
農業委員会事務局長	醍醐文一
選挙管理委員会事務局長	片岡和久
監査委員事務局長	麻生和敏
財政課長	佐藤幸男
国保年金課長	石川孝夫
高齢者福祉課長	和田文夫
下水道課長	山本安夫
水道課長	金崎正人
秘書広報課長	鈴木正義
総務部参事(事)総務課長	石川良道
市民部参事(事)社会福祉課長	宮崎充
農政課長	水村幸男
建設部参事(事)道路河川課長	藏村隆雄
庶務課長	勝又寿雄

1. 本会議の事務局長及び書記は次のとおり

事務局長	吉田一郎
副主幹	太田文子
副主幹	梅澤孝行
主査補	須賀澤勲
主査補	居初理英子

1. 会議事件は次のとおり

○議事日程(第1号)

平成26年9月11日(木)午前10時開議

- 日程第1 発議案の上程
発議案第6号
提案理由の説明
- 日程第2 議案第2号から議案第14号
質疑、委員会付託
決算審査特別委員会の設置及び付託
- 日程第3 発議案第6号
質疑、討論、採決

日程第4 議員派遣の件

日程第5 休会の件

○議長（林 修三君）

開会に先立ち、加曾利教育長より発言を求められておりますので、これを許します。

○教育長（加曾利佳信君）

自席にて失礼いたします。9月9日に発生いたしました女子中学生連れ去り事件について、報告いたします。

昨日ファクス送信させていただき、また、本日新聞報道等もされたところでございますが、市内中学生が下校中に刃物を突き付けられ脅された上で車で連れ去られ回されるという事件が発生いたしました。幸いに1時間程度で解放され、車のナンバーを覚えていたことから、翌日10日に犯人が逮捕されるに至りました。詳細情報については、新聞報道のほかは個人的な問題から、警察からも情報提供はない状況でございます。

この事件を受け、市教育委員会といたしましては、市内幼稚園、小学校、中学校、高校に注意喚起をいたしました。注意喚起いたしました事項の要点は、下校後すぐに帰宅する。人気のない場所にはできるだけ近づかない。下校後は必ず複数で下校する。登校前、下校後、休日も、屋外ではなるべく1人にならず、外出時は家族に行き先等を伝えるなどを中心に、安全確保の観点から指導依頼をいたしました。また、家庭に対しましては、夜間は門灯を点灯することも含め、引き続き地域における見守り活動を協力依頼するよう指導指示いたしました。教育委員会でも、8月末から9月1週目に青パトによるパトロールを実施し、注意喚起を行っておりましたが、昨日からも集中的にパトロールを実施することといたしました。

以上、ご心配をおかけいたしました。平素からの学校を中心とした地域全体での安全確保にご協力をいただきますようお願いし、報告とさせていただきます。

○議長（林 修三君）

ただいまの出席議員は21名です。したがって、本日の会議は成立いたしました。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりです。

日程に入る前に報告します。

9月8日までに受理した陳情1件については、その写しを配付しておきました。

最初に、本日の欠席の届け出が新宅雅子議員よりありました。

以上で報告を終わります。

本日の日程に入る前に、今日9月11日で東日本大震災発生後3年半がたちました。いまだ不自由な生活に追われている人たち、また、十分な復興ができていない状況でございます。一日も早い復興を祈ります。

日程第1、発議案の上程を行います。

発議案第6号の提案理由の説明を求めます。

○湯浅祐徳君

発議案第6号、八街市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について。

上記の議案を次のとおり、地方自治法第112条及び八街市議会会議則第14条の規定に

より提出いたします。

平成26年9月11日、八街市議会議長 林修三様。

提出者、八街市議会議員、私、湯淺祐徳、同じく、小高良則議員、鯨井眞佐子議員、新宅雅子議員、林政男議員、中田眞司議員、山口孝弘議員の7名です。

八街市議会議員定数条例の一部を改正する条例。

八街市議会議員定数条例（平成14年条例第28号）の一部を次のように改正する。

本則中「22人」を「20人」に改める。

附則、この条例は、次の一般選挙から施行する。

議会改革検討協議会、議会運営委員会及び全員協議会での協議内容等の経緯をご報告申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

今回の発議案の上程にあたっては、平成24年6月に設置された議会改革検討協議会において、各党派より各種の改革検討事項が提起されました。重要項目の1つである議員定数の見直しについては、昨年9月19日、今年6月18日及び7月24日の会議で協議を行っております。この中では、議員定数削減の長所、短所、県内の市議会、全国の市議会及び人口同規模の市議会の定数状況等を参考にしながら協議を行い、定数2人減員がよいのではないかとの集約された意見と、現状維持の意見があったことから、採決の結果、賛成7、反対1で、次の一般選挙より定数を2名減員とし、定数20名として決定し、議会運営委員会に答申があったものです。

この答申を受け、去る8月25日開催の議会運営委員会において各委員の意見を求めたところ「人口が減少しているので、2人削減に賛成」、「2元代表制なので減らし過ぎもよくないので2人減」など、2人減に賛成する多数の委員の意見と、「定数が減少になると市民の声が反映できなくなるので現状維持」と、「削減する場合の影響を検証したらどうか」というような意見が1人の委員からありました。

議員の定数見直しについては議会として重要な問題でありますので、9月9日本会議終了後に全員協議会を開催し、協議を行うことになりました。全員協議会については、皆さんご存じのとおり、各議員より意見があり、2人削減で採決を行ったところ、賛成が16、反対が5でありました。

前回削減のときの平成19年と比べ、7年間で人口が約3千500人減少しており、今後も人口減少が見込まれております。また、議員定数の減少には長所と短所があり、これらを総合的に勘案し、議員定数については最小偶数の2名減で提案するものであります。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。ご審議の上、ご賛同賜りますようお願いを申し上げます、提案者の提案理由といたします。よろしく申し上げます。

以上であります。

○議長（林 修三君）

お諮りします。ただいま議題となっております発議案第6号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（林 修三君）

ご異議なしと認めます。ただいま議題となっています発議案第6号の質疑、討論、採決は本日の日程第3で行います。

日程第2、議案第2号から議案第14号を一括議題とします。

これから質疑を行います。

質疑の通告がありますので、質疑を許します。

なお、会議規則第55条により、発言は全て簡明にし、議題外にわたり、または、その範囲を超えてはならず、質疑にあたっては自己の意見を述べることはできません。

また、会議規則第56条、第57条及び議会運営に関する申し合わせにより、各議員の発言時間は答弁も含め40分以内とし、同一議題につき一問一答、2回まででお願いいたします。

それでは最初に、京増藤江議員の質疑を許します。

○京増藤江君

それでは、議案第7号、平成26年度八街市一般会計補正予算について、質問をさせていただきます。

まず、債務についてでございます。10款の地方交付税についてでございます。

予算書12ページをお願いします。

普通交付税の交付額が決定したことにより、2億4千440万6千円を減額補正するというものです。交付税減額の理由及びその影響はどうか、お伺いいたします。

○財政課長（佐藤幸男君）

それでは、お答えします。

今、議員さんがおっしゃられたとおり、平成26年度の普通交付税の決定によりまして、予算額を交付決定額にするために補正するものでございます。補正前の予算額は38億円でありまして、交付決定額は35億5千559万4千円であることから、2億4千440万6千円を減額補正させていただくものでございます。交付決定を受けた普通交付税を平成25年度交付額と比較しますと、平成25年度普通交付税が36億9千21万円であることから、1億3千461万6千円の減額となっております。この平成26年度当初予算編成におきまして、普通交付税は25年度の実績を参考に交付見込額を算定いたしましたが、基準財政需要額におきまして、平成25年度に実施した国家公務員給与削減に準じた地方公務員給与削減により、国が試算しました本市の基準財政需要額の算定上、給与削減影響額が1億3千266万6千円が平成25年度基準財政需要額に上乗せされることを見込んでおります。また、基準財政収入額におきまして、地方消費税交付金見込額が本市の見込額よりも多かったことなどの理由によりまして予算額を確保できませんでしたので、減額補正をお願いするものでございます。また、その影響につきましては、予算全般にわたる一般財源でありますので、最終的には予算全般を調整している財政調整基金に反映されまして、基金が減額となる見込

みとなります。また、平成27年度以降の予算編成にも影響が出るものと考えております。

○京増藤江君

この地方交付税減額、来年度の予算にも影響してくるということで、ますます八街市の財政運営は大変厳しいものになるということが予想されます。そして、今回、地方消費税交付金、国庫支出金、県支出金の合計は2億7千万円の増額補正となっております。しかし、この合計分と地方交付税の減額分を比較すると、地方交付税の減額は3千700万円余り多いということになりまして、市の借金となる臨時財政対策債は5千90万円増額している。そして、6千500万円余りの繰り入れをするということになるようなんですけれど、これでは八街市の財政は本当に大変だと私は思うんです。消費税増税引き上げによる増税分が地方交付税から減らされるということは、消費税を社会保障に使うと説明してきた国の言い分から言いましても、とても納得できない、そういう気持ちです。確かに、この地方交付税の算定方法から言えば市の収入が増えますから、減らすのは、この交付税の算定の仕方から言えば、それはそうなんですけれど、しかし、国が国民に説明したことは、消費税増税によって社会保障をよくしていく、充実していく、そういう説明だったわけですから、消費税が増税したことによって地方交付税を減額するということは、本当はあってはならないと思います。これだけあれば、国保税や病院代を払い切れずに苦しんでおられる市民の皆さんに減免を実施したり、ほかのことにも使える、こういうふうには私は思うんですね。国の政策によって地方交付税を減額し、その一部が赤字国債である臨時財政対策債に振り替えられて、今回も市の借金が増えます。

そこでお伺いしたいんですけど、平成13年度から26年度までに減額された地方交付税は幾らなのか。地方交付税を減らすのではなく、元に戻すように国に要望していただきたいのですけれど、それについてはいかがか、お伺いします。

○財政課長（佐藤幸男君）

臨時財政対策債の件でございますけども、現在、臨時財政対策債につきましては、地方交付税制度を通じまして、標準的に保障されるべき地方一般財源の規模を示す各地方公共団体の基準財政需要額を基本に、団体ごとの発行額を算定しております。平成26年度の普通交付税の交付決定を受けまして、臨時財政対策債の振替相当額が11億4千92万1千円と決定したことに伴いまして、借入可能額であります11億4千90万円を借り入れる計画でございます。

この制度は平成13年度に創設されまして、平成25年度までの13年間で借入総額は118億7千670万円となりまして、平成25年度末残高は98億3千400万円で、一般会計における市債残高が184億8千900万円であることから、53パーセントを占めております。臨時財政対策債の償還金につきましては、普通交付税基準財政需要額に算入されることから、理論上の市負担はございませんけども、経常収支比率の上昇には寄与していると思っております。また、地方交付税を臨時財政対策債を発行しないで戻すというようなことでございますけども、国の財政事情によりまして、これまで、地方交付税を振り替えによ

りまして臨時財政対策債を配分されてきておりますけども、公共サービスの質や確保と地方自治体の安定的な行政運営を実施するためには、市長会を通じまして国や県に対し要望してまいりたいと考えております。

○京増藤江君

ただいまの答弁にありましたように、とにかく、国の財政事情によってこの地方交付税を減額して、臨時財政対策債でかえてきたと、そういう経過でございます。確かに、国の借金は大変なものです。しかし、国は国民の暮らし、社会保障を充実するために借金を増やしたんじゃないですよ。もうけている大企業に減税をしたり、軍事費を増やしたり、大型の公共事業に使って国の財政が厳しくなっている。そのツケを自治体に押し付けている。それが、この地方交付税を減らして臨時財政対策債に切りかえた、そういうことですから、国の政治のやり方を切りかえてもらわなければならない。ですから、私は、各自治体が、八街市が財政の使い方を変えて、自治体をしっかりと応援していただきたい、これを要望するのは当たり前だと思うんです。まして、消費税が8パーセントに引き上げられて、大変景気が悪くなっている。家計消費が20年来最高に悪化していると、こういう報告もされておりますから、今後、市の財政はさらに厳しくなることが予想されます。市の財政を成り立たせて、そして、市民の暮らしを守るためにも、やはり、この地方交付税については、私は自治体にしっかりと国に対する意見を言うていただきたい、そのように要望しておきたいと思っております。

次に、地方交付税の裏になるのでしょうか。臨時体制対策債についてお伺いします。15ページをお願いします。

地方交付税減額の方で、臨時財政対策債を5千90万円増額するというものです。先ほど説明にもありましたけれど、元利償還金が今年度の普通交付税算定時の基準財政需要額に算入されるとしているんですけれど、先ほどから報告がありますように、地方債現在高、この臨時財政対策債が積み重なって、この部分が大変増えております。市債残高の半分以上を占めている。地方交付税で交付されていたら、これほど市債は増えなかったのではないかと。まずこれを確認したいと思っております。

○議長（林 修三君）

質問の要旨をもう一度お願いします。

○京増藤江君

地方交付税で臨時財政対策部分が措置されていたら、これほど市債は増えなかったのではないかという質問です。

○財政課長（佐藤幸男君）

確かに、臨時財政対策債につきましては地方交付税の代替措置ということで、近年、約10億円、11億円とかえておりましたけど、先ほど説明しましたように、今、市債の中で53パーセントを占めているという中で、確かに、その返済についても増えていくわけですから、これについては、かりなれば、当然、市の財政は徐々によくなるというか、そういうような考えでございますので、先ほど申しましたように、元の地方交付税だけの交付に戻し

てもらいたいというような考えもございまして、先ほどの、市長会を通じまして国、県等に要望するというような形で考えております。

○京増藤江君

本当にそのとおりだということで、私は確認をしたかったわけでございます。住民の皆さんが本当に国保税、介護保険料を払い切れない、そして、市も徴収強化をしなければならぬ、子どもたちの学資保険まで解約させて徴収強化をしている、こういう状況を変えて、市民の皆さんが安心して暮らせるようにする、これは、私は国の責任でもあると思います。国は健康で文化的な最低限度の生活を国民に保障する、これを憲法25条がうたっているわけですから、国がこれを保障しなければならぬ。そして、自治体がこれを保障できるような、そういう応援をする、そのためには、地方交付税を増やさなければいけないわけです。八街市としても、やはりこの地方交付税を元に戻してほしい、そうねがっているわけですから、遠慮なく国に要望していただきたいと思うんです。そして、この地方交付税、例えば、平成26年度中の臨時財政対策債の起債見込額約11億4千90万円、元金償還見込額は約5億269万円と半分以下です。毎年の起債額に対し、どのくらいの割合で元利償還をされてきたのか、お伺いします。

○財政課長（佐藤幸男君）

今、手元に資料がございませんので、後ほどお答えをさせていただきたいと思います。

○京増藤江君

国は消費税を増税して、大企業に減税、先ほども言いましたけれど、大型公共事業の推進、軍事費を増やす一方で、国民や中小業者の負担を増やして、社会保障を改悪し続けています。この方向では、八街市の財政もさらに困窮します。自治体が十分な市民サービスを実施できるよう、臨時財政対策債の元利償還金を増やして、自治体の借金を増やさないように、このようにお願いしたいと国にお願いしていただきたいと要望しておきます。

次に、公害対策費については、ちょっと時間がないので飛ばしまして、28ページの5款1項3目農業振興費についてお伺いします。

多面的機能支払交付金事業費について、委託料、活動組織協定農用農業地図面作成業務、また、農地維持支払負担金について説明をお願いします。

○経済環境部長（吉野輝美君）

多面的機能支払交付金的事業についての内容ということですので、内容につきましては、農業、農村の有する多面的機能の維持、発展を図るための地域活動における支援を行い、地域資源の適切な管理を推進することにより、農業、農村の有する多面的機能が適切に維持されるようにするとともに、担い手への農地集積と構造改革を後押しするため、多面的機能支払制度、今回、今年度より、地域農家組織でも対応できる制度が創設されました。それらによって実施する支援でございまして、具体的には、高齢化などによりまして農地等の維持、管理の負担が担い手に集中することがないように、地域の方々による草刈りや河川の泥上げ、河川や農道の簡易な修繕などに取り組みを推進するための支援策で、国、県、市が負担する

交付金でございます。あと、位置図情報といたしましては、保全管理を有する地図の作成、費用といたしまして1万8千円と、活動支援といたしまして5万8千3百円で、合計60万1千円という補正となっております。

以上です。

○京増藤江君

高齢化も進んでいる中で、こういう農地維持管理に対して支援をしていくということはとても大切なことだと思うんですけど、今、大雨などで法面が崩壊したりして、かなり被害が出ているのですけれど、これによってどれぐらいの農家の方たちが応援してもらえるのか、その点についてお伺いしたいと思います。

○経済環境部長（吉野輝美君）

この交付金事業といたしましては、先ほども申しましたとおり、簡易な小水路等の修繕等が発生した場合、農家の皆さんの労力によって修繕したと。ですので、大きい河川的な修繕となると、ちょっと農家の方々では難しいということで、それらの修繕にあたっては、国、県等々と連携しながら、別事業での対応ができるかどうかになるかと思えます。

以上です。

○京増藤江君

農業を基幹産業として育成していくという八街市の方針もありますので、ぜひこれは発展をさせていただきたいと思います。

次に、29ページの6款1項2目商工業振興費、中小企業対策費の中の代位弁済に係る損失補償についての説明をお願いいたします。

○経済環境部長（吉野輝美君）

今回の補正内容でございますが、市の融資制度を利用していた事業者が資金繰りが悪化し、平成26年5月に千葉県信用保証協会が代位弁済を行ったことによりまして、保証協会と本市の覚書に基づき、本市負担分である融資状況負担割合12パーセントであります54万6千円を計上させていただいたものでございます。なお、融資状況につきましては、平成25年度での新規融資件数は16件で、新規融資額は9千570万円でございます。これによりまして、平成25年度に利子補給いたします件数は76件となり、利子補給額は373万800円となっております。

以上です。

○京増藤江君

中小企業金融対策の利用状況についても今説明があったんですけど、この代位弁済の損失補償はこの金額だったら1件ぐらいだろうと思うんですが、ほかにも、この不景気ですから、借りたものを返せなくなったというようなものはあるのではないかと思います。今までも、こういうふうには、代位弁済してもらえるような、そういう状況はなかったのか。今までも、こういうことはあまりなかったのではないかと思いますので、やはり、この不景気の中ですから、こういう代位弁済をして、きちんとまた仕事が続けられるような、そういうことが必要かと

思うんですけど、そういう例はほかにはなかったのでしょうか。

○経済環境部長（吉野輝美君）

この融資制度の活用にあたりましては、先ほども申し上げましたとおり、覚書に基づいて市が負担すべき代位弁済に対する内容は負担割合12パーセントということでございます。過去にはこのような事態はございませんで、今年初めて1件ということで、このような事態になったわけですが、過去にはここ数年なかったような状況でございますので。あとは、融資に対しての審査的なもの等もございますので、そちらの方は、金融機関との協議やらで決定すべきものとは思っております。

○京増藤江君

最後の方はすごくいいことを言ったのではないかと思うんですけど、ちょっと聞き取れなかったのですが、今、消費税も大変引き上げられまして、商売も営業も苦しくなっている。そういう中でこの代位弁済、本来であれば、私はもっと必要なのではないかなと思うんですが、今後、小口融資なども開始していただいて、ぜひ業者の皆さんが仕事を続けられるような、そういう応援をしていただきたいと思います。

次に、31ページ、7款2項3目の道路新設改良費の道路維持修繕工事についてです。

道路に対する要望が大変多いということで、今議会でも随分問題になりましたけれど、道路の段差による騒音も大変深刻です。また、振動によってふすまや障子などの建具の開閉ができなくなった、こういう苦情もあります。こういう場合は、私は早急に対策をとる必要があると思うんですけど、市としてはどのような対応をしているのか、お伺いします。

○建設部長（武井義行君）

振動等の問題につきましては、日頃から当然、市民の方から寄せられた情報、また、職員が巡回して見て段差等がある場合、現地を確認しまして、その段差の解消と早急な対応をしているところでございます。

○京増藤江君

振動は。

○建設部長（武井義行君）

振動につきましても、要するに、段差があるところを車が通ると振動が起きるということが一番の原因でございますので、その段差の解消をすることにより振動をなくすというような方法をとってございます。

○京増藤江君

私も、なるべくはっきりと聞こえやすいように質問をしているつもりですので、ぜひ答弁も私の耳に届くように、はっきりとお願いしたいと思います。

今、さまざまな苦情に対して対策をとってくださるというような答弁だったと思いますので、ぜひよろしくお願いたします。

次に、32ページ、7款4項2目土地区画整理費についてです。

この事業について、詳細をお伺いします。

○建設部長（武井義行君）

詳細ということでございますけれども、土地区画整理事業につきましては、一般質問の中でもお答えしてきましたとおり、昨年をもちまして換地等作業を終了いたしました。現在残っている事業といたしましては、今回も予算計上をさせていただいているのですが、暫定の調整池等がまだ残っております。今年度は、予算計上といたしましては、その賃借料のみを計上させていただいているのですが、今回、補正で、シールドを始めまして、それによって雨水の浸水の解消を図るということ、それから、地権者から土地の方の返還というお話もございましたので、今回そういった形で工事、また、土質調査等を計上しております、これをもちまして土地区画整理事業につきましては全て完了ということになっております。

○京増藤江君

この事業によって土地区画整理事業は終了ということですが。この調整池は市役所のすぐ前にある調整池で、一番目立つ場所ですね。それで、今後の利用については、もちろん地権者の方に権利があるわけですから、さまざまに考えていかれるとは思いますが、今回のセレモニーの建設の例もあります。やはり、この駅前開発をする最初の目的は、八街市を活性化するという、これが大きな目的だと思うんですね。ですから、この八街市が活性化するような、また、北口開発によって本当に住民の皆さんが集まることのできる、また、ほかのところからもにぎやかに来ることができる、そういう利用をしていく必要があると思うんですけど、その点について、土地の利用についての市の関わり方といいますか、責任を持った活性化に対してどのように取り組んでいかれるのか、伺います。

○建設部長（武井義行君）

この区域内につきましては、やはり、街づくりのルール等地元住民の方とかと協議して決めた部分がございます。地権者の方にはそのルールにご協力していただけるよう、市としてもお願いしてまいりたいというふうに考えております。

○京増藤江君

街づくりの皆さんの声を聞く、そしてそれを尊重する、それは大変当たり前のことです。しかし、市民の本当に大切な税金、52億円も使った開発の一部ですから、やはり、八街市を活性化したいんだという、この意見をしっかりと伝えていただいて、本当に活性化する方向に取り組んでいただくことをお願いしたいと思います。

次に、33ページの公園費についてです。

まず、委託料について伺います。

○建設部長（武井義行君）

今回計上させていただきました委託料につきましては、八街市中央公園の樹木の剪定業務でございます。これにつきましては、通常の管理委託も出しているんですが、今回、張り出している木が大分高いところにあるということで、高所作業車を使わなければ作業できないということで、今委託してある内容の中にそういったものがございませんので、今回、そういった特殊車両による作業を行っていくものでございます。

○京増藤江君

中央公園周辺なのかなとは思いますが、いろいろな事件といいますが、ありまして、住民の方々が不安を持っていらっしゃるんですが、前は結構けやきの森でのことが言われていたんですけど、最近、私は中央公園について聞くことが多いんですけど、安全対策といいますが、安心して使うというか、騒音なども含めて周りの方々が心配ないようにしていく必要もあると思うんですが、その点についてはどうでしょうか。

○建設部長（武井義行君）

中央公園につきましては、今年度に入りましてから、花火の後ですとか、実は8件ほど発生しております。特段悪質なものにつきましては警察の方へ現場確認をお願いして、また巡回の強化というものをお願いしているところがございますけれども、職員による巡回という方も強化してまいりたいというふうに考えております。

○京増藤江君

市民の皆さんが憩う本当に大切な公園、ここに来る方々が本当に楽しく過ごす、また、周囲の方々が安心して暮らしていける、そういう公園にするために、ぜひ力を注いでいただきたいと思います。

最後に、公園設備工事なんですけれど、これについて説明をお願いします。

○建設部長（武井義行君）

公園施設整備事業費の工事請負費ということでお答えをさせていただきます。

これは榎戸第6公園の遊具の撤去と新設ということで、滑り台の方が古くなっているということもありまして、撤去して新設するというものでございます。

○京増藤江君

公園の遊具については、古くなって危険になっているものもあると。そういうものは撤去が必要なんですけれど、また、一方では、遊具が少な過ぎて楽しめないという声もあります。今後、親子、また、子どもたちが楽しく過ごしていくためにも、公園に必要な遊具をしっかりと備えていくことも必要だと思います。その点についてはいかがでしょうか。

○建設部長（武井義行君）

遊具等の整備につきましては、今年度に入りまして、砂場の砂の補充等も含めると、20件ほど上がっております。それで、職員で対応できるものは職員で対応しているところがございますけれども、やはり、遊具の設置撤去となりますと予算の獲得が必要となりますので、その辺を財政部局と協議した中で、極力対応できるように進めてまいりたいと思います。

○京増藤江君

公園で楽しく遊ばせたいと。これは、若いお母さん、私はお父さんにも言われているんですけど、ぜひ備えていただきたいと。その際に、地域の方々と話し合いをして、どんな遊具が必要だろうかということをお聞きしたいなと思うんです。市民の皆さんと協働で街づくりをしていくという点でも、また、子育てしやすいまちにしていくためにも、若

い方々の意見を聞いていく。これは大変有効ではないかと思しますので、遊具を設置する際、ぜひ地域の方々の意見も聞いて、ぜひ皆さんの満足のいくような、そういう設置の仕方をお願いしたいと思います。

防災についてなんですけれど、34ページです。

防災行政無線拡声器支局の移設工事について、この工事をすることによって、市民の皆さんにとってどういうことになるのか、お伺いしたいと思います。

○総務部長（石毛 勝君）

では、ご答弁を申し上げます。

今度の工事につきましては、既存の防災無線の移設をするということでございまして、これにつきまして、八街市の防災行政無線については平成4年から平成7年度で整備をしてきたところでございます。そこで、現在朝日区にあります屋外拡声器支局がございしますが、その土地の所有権が今回変わられたということで、新たな土地所有者の方からの要望で、ちょうど土地利用に非常に邪魔な場所にあるということで、これについて協議を重ねてまいったわけですが、脇には防火水槽もございまして、防火水槽と隣接するところに移設をしていただきたいというご要望に、こちらの方も、土地利用等の現所有者の意向でございしますので、それを加味いたしまして移設をするという工事でございます。

○京増藤江君

この移設によって、市民の皆さんから、聞こえないという声が大変多いんですけれど、その聞こえ具合というものはどういうことになるのでしょうか。

○総務部長（石毛 勝君）

これもまた、八街市内いろいろなところからのご要望等もございまして。今回、朝日区にございまして支局につきましては、今までアナログ方式であったものを、今回、この移設にあわせてデジタル方式に変えるということで、今までよりも多少の効果としてはあるのではないかというふうに思っております。

○京増藤江君

今、各地で土砂災害なども起きて、大変災害が心配されます。今日も各地で大雨が降っているというニュースがございました。ぜひ、市民の皆さんがいち早くその情報を取得できるように、よく聞こえるような防災無線をお願いして、私の質問を終わります。

○財政課長（佐藤幸男君）

すみません、先ほどご答弁できなかったものを今答弁させていただきます。

先ほど、議員さんの方から、臨時財政対策債の元利償還金は幾らかというようなご質問でしたけれども、歳出の11款の交際費で、平成26年度当初予算が23億7千659万7千円ございまして、そのうち、臨時財政対策債に係る元利償還額は5億9千988万3千576円となっております。

以上です。

○議長（林 修三君）

それでは、以上で京増藤江議員の質疑を終了します。

質疑中ではありますが、ここで10分間の休憩をいたします。

(休憩 午前10時54分)

(再開 午前11時04分)

○議長（林 修三君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、右山正美議員の質疑を許します。

○右山正美君

それでは、私は、順番に通告のとおり質していきたいと思います。

最初に、議案第9号、一般会計の決算についてであります。その中の2款総務費の中で、市長交際費について伺うものでございます。

私どもは、これまでも、市民の暮らし第一の市政運営に努めてほしいということで、ずっと言い続けてまいりました。八街の事情は、課税所得200万円以下の世帯が7割を超す、そういった実態であって、サービスの削減とか負担増、そういった盛り込んだものにならないでほしい、こういうことも言ってまいりました。そして、市民の目線での市政を続けてほしいということで、市長の交際費、あるいはまた、市長の報酬に対する問題についても、これまでずっと言い続けてきたわけでございます。近隣市町村がこういった問題に目を向けて、さまざまな市長に関する交際費についても削減をしている中で、市民生活が困窮している、こういったことも含めて、やはり、税金というものは使っていかなきゃならないのではないかと、こういう具合に考えるわけであります。

予算現額に対して、平成25年度は若干は減らしている、こういう実態でございますけど、それは、今度は123万円、まだまだ近隣市町村に比べれば高い数字であることは言わざるを得ないわけであります。この市民生活実態に則して、税金の使い方、こういった問題で、この交際費はもっともっと節約をすべきではないかというふうに思いますが、その辺について、まず1点目に伺いたいと思います。

○総務部長（石毛 勝君）

ご答弁申し上げます。

交際費につきましてはいろいろとご指摘があるところでございまして、平成24年度に支出基準等の見直しを行いまして、平成24年度の決算につきましては、前年度と比較しますと58万5千円余りの減額をしたところでございます。その後の新たな見直しというものは行っていないところでございますが、交際費の支出にあたりましては必要最小限の支出を心がけたところでございまして、平成24年度と比較いたしますと、件数といたしましては6件の増にはなるものの、支出といたしまして4万8千743円の減額となったところでございます。今後におきましても、交際費の支出基準にのっとりまして、必要最小限の支出を心がけていくということで考えているところでございます。

○右山正美君

やっぱり、先ほど言いましたとおり、市民目線ということが大変重要でありますし、課税所得が200万円以下の方々が7割という現実、そして、税の徴収率、そういったものを鑑みてみれば、やっぱり市長の向ける目線というものは厳しいものがありますよ。近隣市町村と比べても、やっぱり圧倒的に高い数字なんです。税金の収納率が悪い自治体で、それだけ市民生活実態が大変なんです。そういったところで、こういうところには税金を使っていく、交際費は使っていくということは考え直していかなきゃならないというふうに思います。当初言いましたけど、これは多少は減っておりますけど、やっぱりまだまだ足りないのではないかと。みんな、交際費というのは、議員もそうですけど、職員の皆さんもそうですけど、自前でやっているわけで、それは、規則だからということで、規則があるからあれは悪かなということも、やっぱり少し考えていく必要があると思いますよ。その点、市長はどのように考えますか。

○市長（北村新司君）

市長交際費の支出につきましては、私が市長に就任して以来、支出基準等を見直したということでございまして、今後とも適切な支出に心がけるとともに、必要最小限というような支出を心がけてまいりたいというふうに思います。

○右山正美君

市長もあちこちのところに出かけてご挨拶をされます。市民の皆さんの目線に立って、市民の皆さんと一緒にという言葉をよく使われます。この間の敬老会でもそうです、川上の。やっぱり、そういう立場からすれば、私はもっともっと努力をしていく、市民の目線で政治を進めていくということが大変重要になってくるのではないかというふうに思いますので、その辺をしっかりと捉えて、今後進めていっていただきたいというふうに思います。

次に、4項衛生費について伺うものでございます。

クリーンセンター・処分場管理運営費について伺いますが、135ページです。平成24年度は8億7千10万3千円、平成25年度は9億3千899万2千円、6千889万9千円、25年度決算で増加しているわけでありまして。こういったクリーンセンターは本当にお金がかかって仕方がない、こういう状況であります。この決算での増加について、まず最初に伺いたいと思います。

○経済環境部長（吉野輝美君）

お答えいたします。

平成24年度決算に比べ平成25年度は増でございますが、この増になった主な理由といたしましては、平成25年度におきまして、ごみピット内の火災を未然に防ぐために設置いたしました発火監視装置及び遠隔手動式放水銃設備設置工事費3千600万円と、クリーンセンター及び周辺地域における火災発生時に使用できるように消火栓設置をいたしました。それらの費用として消火栓設置工事費1千300万円、また、電気の値上げによる増額分2千万円など、これらが増となった主な理由でございます。

○右山正美君

火事を起こしたときの消化器の設備とか、電気代の値上げによる増加であります。電気代については約2千万円も電気代が上がってしまったということからすれば、一般質問で言ったような太陽光の問題も含めてやっていかなきゃいけないのかなというふうに思います。一口2千万円といたら大変な金額ですからね。そういった設備がかかるわけでございますけど、今後、ごみの減量化とかリサイクルといったものは、ごみを捨てるのには身分証明書ということで9月1日からやられました、これが力を発揮しているといいますか、減量につながっているわけですけど、さらに、各家庭でのごみの減量化、リサイクル、こういったものを進めていく必要がありますが、雑紙も別にするようになりました。雑紙の、資源にもよりますけど、その出し方というものがあまり鮮明じゃないわけですから、その問題も含めて、やっぱり私はもっともっと市民にアピールしていかなきゃならないのではないかなというふうに思いますが、その辺はどうですか。

○経済環境部長（吉野輝美君）

ごみの減量化、これは重要なことでございまして、昨年10月から雑紙回収を開始し、リサイクル化を図っているところでございます。また、ほかにも、減量化といたしましては、今年9月1日からクリーンセンターへの直接搬入者から住所確認のための証明を提示したりしていただき、住所を確認することによって減量化が図れると思っているところでございます。

議員がおっしゃいます雑紙等の周知徹底というご質問でございまして、広報やちまた等を利用いたしましてごみの分別徹底等と呼びかけ、減量化に努めてまいりたいというふうに思っております。

○右山正美君

分別の徹底の呼びかけというだけではなくて、具体的な施策として取り組んでほしいと思います。私も、ごみの減量化では、生ごみを出さないということでコンポストに捨てる。そうしますと、今まで生ごみ、燃やすごみを月、水、金に出していました。これが2回に1回という具合ですね。生ごみを出さないということでは減量できているんです。もう目に見えることでやれるわけですから、やっぱりこういった、やれるのですから、コンポストを助成するとか、もっともっと市民が多く利用できるような、そういった対策を講じる、こういったことが、具体的な対策として、私は実効ある問題ではないかというふうに思うんですよ。ですから、そういうものも含めてぜひ進めていただきたいと、こういう具合に思います。

次に、農林水産事業費ですが、農業振興についてであります。

平成24年度決算額は強い農業づくり交付金ということで、実際問題、農林水産業費は増となりました。でも、その中でも、北総中央用水事業、これが6千569万6千270円、これを出資している。この北総中央用水事業についてはいろいろ問題がありまして、高い水を買って安い野菜がなかなかということで、具体的に農家の対策を進めていくべきではない

かというふうに思います。政府の農業潰し、TPP導入とか農業衰退、農業後継者の問題もいろいろあるわけですが、特色のある農業を目指して進めるべきではないかというふうに思うんですけど、平成25年については農業振興にどのように取り組まれたのか、もっともっと私はやらなきゃいけないと思うんですが、まず最初に伺います。

○経済環境部長（吉野輝美君）

農業振興の取り組みについてご答弁申し上げますが、従来より実施しております園芸廃プラスチックの処理費の助成、あるいは、高品質で安定した生産を図れるため、施設導入に対する助成、あるいは、春先のほこり対策とあわせて、環境に優しい農業の実践を図れる緑肥作物導入に対する助成、あるいは、農地の利用集積を円滑に図れるよう優良農地の保全を引き続き行ったところにより、農業基盤の強化が図れたと認めているところでございます。また、平成25年度に新たに実施した事業といたしましては、後継者育成対策といたしまして、国が実施する青年就農給付金事業を活用いたしまして、新たに農業に就農した7名の方とご夫婦1組、合わせて9名の方に対して給付金を給付したところでございます。また、平成25年10月にありました台風により農作物に被害を受けられた農業者が経営の安定を図るため借り入れた資金に対します利子補給をいたしております。さらには、平成24年度、先ほど議員がおっしゃられました強い農業づくり交付金事業につきまして、グリーンやちまたのニンジン選果機の改修に対し助成をしており、これらによって、新たに春ニンジンの産地として、市場からも期待されているところでございます。ほかにも、決算上の数字にはございませんが、市長自らによる農産物のトップセールス、婚活活動への支援、あるいは、耕作放棄地の解消に向けた取り組み、これらの支援をしているところでございます。

○右山正美君

今、ずらずらと部長が何とか並べました。これは全て補助事業ということで、やっぱり、市の農業に対するビジョンをどこに持っていくのかということが大変重要じゃないかなと。確かに、基幹産業であるということは言われております。しかし、基幹産業であるがゆえに、どういった対応を市がやれるのかと、こういったはっきりしたビジョンがないんですよ。やっぱりそれを追求していかなきゃいけないし、補助事業で大いに活用しなきゃいけないけど、そういうことを北村市政の中で農業をどうやって持つていくのかということは、私は大変重要になってくるのではないかなというふうに思うんですよ。そこら辺のところは、補助事業でやれば楽ですよ、幾ら何でもね。でも、それ以上に、それぞれ見ましたけど、加工場をどうやっていく、農業をやっている人たちがワイワイガヤガヤ活性化できるような、そういった1つのものをどうやってやったら作れるのかという1つのビジョンを持つておく必要があるのかなというふうに思います。

商工業、土木についてはちょっと時間がないので、意見だけ申させていただきます。

地域商店街の活性化、これは積極的に進めなきゃならないと思いますし、その辺については担当課でしっかり検討していただきたいと思います。

7款土木費についても、市のアンケートでは土のうの体系的な整備、これが1位でありま

して、やっぱり、前年度と比較しますと、予算が減っております。導入をしてほしいという住民の声には応えきれていないという部分がありますが、それなりの予算は確保すべきじゃないかなというふうに思いますので、しっかりとその辺を捉えて、アンケートにも実直な市民の声が出ているわけですから、しっかりと捉えて進めていっていただきたいと、こういう具合に申し上げておきます。

8款消防費ですが、2点ほど伺います。

防災の日の取り組みについてであります。これまでの防災の日の取り組みは、消防署、消防団中心で早朝に1カ所に集まって放水をする。防災という意識を高めるためにも、地域の取り組みが大事だと思うんです。今後の防災の日のあり方というものを考える必要があるのではないかと。消防署と消防団が朝一番で集まって、これを何年も繰り返しています。私は、残念ですが、もったいないような気がします。その前日の日にはPR活動をやるんです。その次の1日の日には朝5時40分でした、今回は。連絡が来て集まれということでした。これは何かもったいないような気がするのですが、それと同時に、この住民の人たちを集めて、防災の日ですから、それと連携して何かをやれないものか。まず、その辺について伺いたいと思います。

○総務部長（石毛 勝君）

ご答弁申し上げます。

ただいま右山議員さんからおっしゃられた防災の日ということで、この防災の日につきましては、おっしゃられるとおり、災害の発生を未然に防止すると。また、被害を最小限にするということが目的ということで、これをどうすればいいのかということ、それぞれ持ち場によりまして、家庭ですとか職場等において、そのための活動をする、考えていくという日を作るということが目的というふうに示されております。その中で、八街市におきましては、今おっしゃられたように、消防団の非常招集の訓練を兼ねて早朝に集合するというようなことでずっと続けられております。これにつきましては、考え方としましては、消防団は災害、また、消防、全てにおきまして積極的に支援をしていただく団体ということで、各団のそういった訓練の場も非常に少のうございますので、その一環として9月1日にやられていたということで、これについては否定できるところではないとは思いますが、しかしながら、今おっしゃられたように、防災の日を含みます1週間を防災週間というふうに定めております。こういったところで、他の自治体ではいろいろと市民を含めました訓練もされているということで、その1週間に平日ではない日を設定しまして、そういったことで防災の意識を高めていただく訓練等も今後考えていく必要があるというふうに認識しております。

○右山正美君

部長も総務部長という立場で消防の関係にはよく出席されていますね。今年は火事が大変多くありまして、やっぱり訓練の場というか、実践でもさんざんやっているんですよ。夜中の1時だろうが2時だろうが、みんな出てきましてね。実践で活動していますので、訓練というよりも、実践の場の方が多いですよ、実際問題。ですから、今まで防災の日の1日は

そうやって集まっていますけど、やっぱりこれは地域地域で、25団あるわけですから、25分団が地域でどうやったらいいのだろうかと、そういう模索をしていくことが大事ではないかなというふうに私は考えるんですよ。ただ単に集まって行くというのは。実践をさんざんやってきているわけですから、いざ火事があれば。だから、そういうことを検討してほしいなということでもあります。防災の日というのが市民のものになっていないということが現実問題ですから、そういうことを今後考えていく必要があるのかなというふうに思います。

それから、がけ崩れの問題であります。南部の地域5カ所の対策、これは平成25年度はどうだったのか。土砂災害警戒区域というのは住民に知らせる法律の義務があるということですね。この辺をしっかりと捉えてやらなきゃならないのではないかなと思うんですけど、県が指定している南部地域の5カ所の対策はどうなったのか。その辺についてはどうですか。

○総務部長（石毛 勝君）

おっしゃられますように、八街市におきましては土砂災害危険区域ということで、市の南部地区に5カ所あるということで、この区域につきましては、議員さんもおっしゃられたように、地域防災計画の中で、土砂災害に関する情報等の伝達方法、これを定めると。また、土砂災害に関します情報伝達と、土砂の災害のおそれのある場合の避難場所等、この位置を示したハザードマップ等を作成して、関係する住民にきちっと周知をするということが必要であるというのは認識しておるところでございます。そこで、土砂災害警戒区域内の災害に対します警戒体制、これにつきましては、地域防災計画に記載しております区域内に災害時の要援護者が利用いたします施設もないという今の八街市の現状でございますので、今後は速やかにハザードマップ等の作成をいたしまして、その影響のある住民の安全を確保するために、日常的な備え、また、避難方法についての検討を早急に、区域内の住民の方々に周知をしてまいりたいというふうに考えております。

○右山正美君

今、ハザードマップが出ました。ハザードマップは県が作成していますね、こういった危険箇所のハザードマップのは。ですから、県と連絡をとりながら、それこそがけ崩れ防止の対策というのは、県の補助金も活用しながら、県と一緒にあってそういった対策を打っていく必要があると思います。その辺は県と連絡をとりながらしっかりとやって。これまでいろんなところでがけ崩れがありました。これは、避難勧告が出ていないんですよ、みんな。隣の成田市だってそうですよ。避難勧告が出ていないで、1人亡くなりました。やっぱりこれは重大な問題でありまして、そういう知らせる義務があるわけですから、それはしっかりとやっていきたいなと思います。これは避難の問題ですけど。これはアメリカのハリケーンですからあまり関係ないかもしれませんが、今、日本が導入しようとしているのはタイムラインということで、72時間前にはどうするのか、36時間前にはどうするのか、24時間前にはどうするのか、12時間前にはどうするのかというタイムラインを作って住民を避難させているという問題もありますから、こういった問題も避難についてはぜひしっかりと対策を、

市が非難を受けないように住民としっかりと話し合っ、そういったことをやっていただきたいというふうに思います。

次に参ります。議案第10号であります。国保について、収納率、この辺の状況についてどう見ているのか、お願いいたします。

○総務部長（石毛 勝君）

収納率のご質問でございますので、私の方で答え申し上げます。

収納率の動向ということで見てみますと、平成23年度は国保は84.02パーセント、平成24年度が84.06パーセント、平成25年度が84.03パーセントということで、この3年間を見ますとほぼ横ばい状態の収納率にとどまっております。数字だけの推測となりますが、納めている方は引き続き納めていただいているという結果ではないかというふうには捉えているところでございます。一方で、滞納繰越分につきましては対前年度と比較しますと2.14ポイントの伸びを示しているということから、徴収対策を本部を中心にやっているんですが、各施策につきましては確実に実施した結果であるというふうに思っているところでございます。

○右山正美君

やっぱりいろんな問題で収納率が大変になってきているのではないかというふうに思います。あえて徴収強化でそれをしているわけですが、中身についてはあるあるかもしれませんが、今日はその議論はしませんけど、やっぱり収納率が低下、横ばいと言いましたけど、これから先も、生活実態がだんだん悪化してきている現実があるわけですから、これは大変なことになるのではないかというふうに思います。

それから限度額認定、これについても市当局は滞納があったらやらないとか、どうのこうのと言っております。これは県の方にも言って、社会保障キャラバンがやったんですけど、一律には減免どうのこうのという問題もあるわけですが、いろんな相談をしながら、自治体の方であろうが何だろうが、限度額認定についてはやっぱりやるべきではないかなというふうに思いますし。

それから、とりわけ18歳未満の子どもに関わる要保険者均等割額の減免、これは県の方も国の方に要望すると、こういう具合に言っておりますので、その辺についてはちゃんと担当課は検討していただきたい。市の社会保障充実を求めるキャラバンの中ではしないと、均等割で法定軽減があるからしないとというふうになりましたけど、お答えしていますけど、これはやっぱり検討の余地がありますし、県の方もそういう具合に国に要請するという回答を得ていますので、検討すべきではないかなというふうに申し上げておきます。

それから、後期高齢者であります。収納率は、被保険者が6千692人で、普通徴収は2千270人ですね。滞納者が205人なんです。やっぱりこれは大変多いわけですが、滞納も含めて、滞納者の対応はどうしたのか。その辺についてどうでしょうか。

○国保年金課長（石川孝夫君）

後期高齢者保険料の滞納の対応についてでございますが、滞納者につきましては、分納中

の方に対しましては引き続き納付をお願いいたしまして、新規滞納者のうち、特に未申告者に対しましては未申告期間分の申告をしていただくことによりまして、適切な保険料の賦課をすることによりまして納税へとつなげている状況でございます。

○右山正美君

やっぱり高齢者にはしっかり対応していただきたい。こういう具合に思います。市長も高齢者を大切にするとされているんですけど、こういうところにしっかりと出てきますからね。その辺の対応というのが冷たい市政ではだめです。しっかりと高齢者を大事にする、そういった方針で、指針でやっていただきたいなというふうに申し上げておきます。

それから、議案第12号の介護保険でございます。

介護保険も普通徴収における収納率というのは決算で76.85パーセント、こういうふうに悪化しているわけでございますけど、この現状と、不納欠損が平成25年度も増加しております。来年度、保険の見直しがあるわけですけど、この辺についてどのように考えているのか、伺いたいと思います。

○高齢者福祉課長（和田文夫君）

それでは、お答えいたします。

平成25年度介護保険料の収納状況を申し上げますと、現年度分の収納率は95.72パーセントで、前年度と比較して0.21ポイント増加しております。現年度分のうち普通徴収の収納率は76.85パーセントで、前年度と比較して1.09ポイント増加しております。また、滞納繰越分につきましては平成25年度の収納率は7.25パーセントで、前年度と比較して0.67ポイントの減となっており、全体の収納率では平成25年度は88.75パーセントで、前年度と比較して0.47ポイントの減となっております。現年度分、滞納繰越分ともに収納金額は増加しているものの、高齢者人口の増加とともに調定額も増加したため、若干の収納率の減になったものと考えております。

また、不納欠損の状況でございますが、平成25年度決算において介護保険料を不納欠損処分した金額は2千447万1千200円で、前年度と比較いたしまして361万6千800円、率にして17.34パーセント増しております。やはり増加した理由といたしましては、高齢者数の増加によるものが大きな要因であると考えております。

○右山正美君

今の報告は普通徴収の問題ですけど、2万、3万の年金から介護保険が引かれていますね。国の制度でそうになっているんですけど、これは非情ですよ。わずか3万、4万、5万、6万の人たちから有無を言わず天引きですから、どうやって生活していったらいいかということにまで関わってくることであります。

我々日本共産党がとったアンケート、近々にですが、もう絶対に介護保険は払いたくない、受けたくもないと。これが実態なんです。介護保険については、かかるにも1割の利用料がかかるわけですね。受けたくても受けられない。保険料を払っても、受けたくても受けられないという、これが実態であります。来年度は保険の見直しがありますけど、その辺のと

ころはしっかりと捉えて、しっかりとやっていただきたいというふうに思います。市民の生活は大変な実態ですから、しっかりと目を見開いてやっていただきたいなというふうに申し上げておきます。

最後になりますけど、議案第14号。水道の問題はちょっとやっておこななきゃいけないので。

平成25年度の決算の報告がございました。給水人口は1.1パーセント増加しまして、総配水量は1億5千122万立方。これは平成24年度より2.7パーセント増加しているということで、収支差引4千36万5千621円の純差益を生じたとしているわけでありまして。その主な原因は有収率も含めてあるのではないかというふうに思いますが、まず最初にそういった原因をどう見ているのか、担当課からお聞きいたします。

○水道課長（金崎正人君）

決算の中で赤字が生じていると。その主な理由といたしまして、まず議員の方もご案内のとおり、平成22年から平成24年にかけて榎戸の第2系の更新工事を行った。その償還が24年から始まっている。そういう部分で減価償却費の増、またそれに伴う利子等の増と、他会計からの補助金の減というようなものが主な原因かと考えております。

○右山正美君

有収率については平成23年度が82.5パーセント、平成24年度が79.1パーセント、平成25年度決算が76.9パーセントと、極端に言うと全体の4分の1をどぶに捨てているようなものだと。高い水を買って流れていくということで。漏水、給水管工事はやったものの、やっぱりこれはやらなきゃいけないのではないかと思いますけど、その辺をどのように捉えているのか。

○水道課長（金崎正人君）

これは経営の方にも関係してこようかと思いますが、収入につきましては若干の利用者の伸びがあるのみで、大きな収入の増は望めないと。そういう中で支出の削減をし、またその中で有効な配水をしていくということで、経営が安定していくんだということを考えております。

その中で議員のご指摘にありましたように、有収率が、この決算の中ですと76.9パーセントということで、平成24年度決算よりも若干落ちた。ここの部分を解消して、現段階ですと2ポイント、3ポイント、少なからず、80パーセント程度まで有収率が上がりますと、3千万円程度の経費の節減といいますか、そのような形になるかと思えます。ですので、有収率を上げることにしまして、大きく何が原因しているかと考える中では、漏水がやっぱり目立っているのではないかと。これは表に出てくる漏水、それと中には表に出てこない水の部分があるのではないかということは考えておりますので、ここの部分を、現在でも職員が調査しておりますが、十分、この内容を精査した中で、漏水個所を発見し、漏水の修理をして有収率を上げていきたいということを考えております。

○議長（林 修三君）

以上で右山正美議員の質疑を終了します。

次に、丸山わき子議員の質疑を許します。

○丸山わき子君

それでは、質問いたします。

まず、付議案の方の議案からお伺いするところではありますが、政府は来年4月1日から市町村に子ども・子育て支援新制度の実施を求め、市はその準備に取り組んでいるわけですが、市内には就学前の子どもが約2千959人、約3千人。これは今年の4月現在ですが、います。全ての子どもたちが健やかに生まれ、安全が確保されなければならないというふうに思います。子どもの権利条約でうたわれている、子どもに関する全ての事柄について最善の利益を確保する。このことを理念に、さらに児童福祉法の、地方公共団体は児童の保護者ととともに児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う、これに基づいて八街市は新制度を実施する。このことを強く求められているというふうに思います。

そこでまず、議案第2号の八街私立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例について、お伺いするものですが、保育料についてであります。この保育料4千円ということですが、設定の根拠について、お伺いいたします。

○教育次長（河野政弘君）

幼稚園におきます預かり保育につきましては、近隣の市等で既に取り組みされております。八街市におきましても27年4月から始めるということの中で、近隣市の金額を参考に設定したものでございます。

○丸山わき子君

これはどの世帯も一律の料金となるのか、その辺はどうでしょうか。

○教育次長（河野政弘君）

そのように設定してございます。

○丸山わき子君

幼稚園に預かり保育で預けたいという世帯には、いろんな世帯があろうかと思うんですね。ひとり親の世帯だ、あるいは生活保護の世帯だ、あるいは仕事がなくなってしまう、それでも何とか仕事を探さなきゃならない。そういう世帯にとっては収入がさらに落ちてしまう。そういった世帯に対しても、こういった一律の料金をお願いしていくというのはいかがなものかというふうに思いますが、そういった点での軽減措置の検討はなされないのかどうか。その辺についてはいかがでしょうか。

○教育次長（河野政弘君）

通常の保育料等につきましては、家庭の収入等の状況によりまして就園奨励という形でもやっておりますが、今回の預かりにつきましては、そのような設定はしておりません。

○丸山わき子君

ちょっと次とあれしてくるのですが、兄弟の預かりの場合、この負担軽減はあるのかどうか。その辺はどうでしょうか。

○議長（林 修三君）

質問回数が2回を超えましたので。

○丸山わき子君

違うでしょう。兄弟は兄弟で入っているでしょう。

○議長（林 修三君）

保育料についてのところですよ。今は保育料でしょう。

○丸山わき子君

ごめんなさい。ちょっと通告と違いました。ごめんなさい。

私は通常の保育は軽減されているということではありますが、預かりもかなりの負担になるわけですね。そういう意味ではきちんと軽減措置をとっていく必要があるというふうに思います。これは児童福祉課関係も、やはりこういった点ではもっともっと検討していかなきゃならない部分があるのではないかと。例えば学童保育の方も。そういった点では本当に子どもたちが育てやすいまち、子どもたちが安心して預けられる施設、それをきちんと自治体は対応していかなければならないというふうに思います。

それから、預かり時間の設定についてなんです、これは何時間となるのか。何時から何時になるのか、その辺について、いかがでしょうか。

○教育次長（河野政弘君）

預かり時間につきましては、通常保育が午後2時まででございまして、その後の2時間を予定しております。

○丸山わき子君

市民部の児童家庭課が実施した就学前児童用ニーズ調査、これでは幼稚園の預かり保育の終了時間を4時台、5時台ということが3割台を占めているわけですね。かなり多くの方々が5時台までを希望されているという点では、こういったニーズ調査を分析されてこのように決められたのかどうか。その辺についてお伺いいたします。

○教育次長（河野政弘君）

この時間帯の設定につきましても、既に行われております近隣の市町の状況を参考にしながら決めさせていただきました。

また当面、預かり保育部分につきましても市の職員で対応するという事で考えておりまして、保育の終了後の処理等も含めまして、一応2時間、まずは2時間ということで設定いたしました。

○丸山わき子君

私はやはり八街市の子どもたちの、あるいはご家庭の実態に即した対応が必要だと思うんですね。近隣市町じゃなくて、八街の子どもたちがどうなるのか、どう預からなきゃいけないのか、その辺の分析をもっとやらなきゃいけない。実際にはこういうニーズ調査で要求が出ているわけですから、どう、この要求に応えていくのか。

職員でやるから対応できないんだ、ではなくて、職員ができなければ臨時の職員を採用す

るという方法があるわけなんです。ですから近隣の市町村に合わせるのではなくて、最低に合わせるのではなくて、八街市の積極的な対応を求めたい。ぜひ検討いただきたいというふうに思います。

次に、議案第4号の八街市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する準備を定める条例の制定についてであります。

これにつきましては第9条で、子どもたちが生活する場所の面積を決めております。一人当たり1.65平米となっておりますが、この根拠は何なのか、お伺いいたします。

○市民部長（加藤多久美君）

これについては基本的に国の基準を受けまして、そのまま私どもも、省令と同様の基準ということで今回提案させていただいたところでございます。

○丸山わき子君

今度、学童保育というのは6年生まで受け入れますよという、そういう新しい内容になるわけです。6年生まで入ってくるとなると、やはり狭いのではないかと。

あとは、40名を定員にしますというのがあるわけなんです、定員自体にも問題があるのではないかと。ニーズ調査では、6年生まで受け入れを拡大するとしたらどのぐらい利用したいですかと。その結果は、25パーセントの方が希望しているんですね。そうすると40名どころか、もっと希望者が出てくる。そういう意味では私は、設備の基準であるとか受け入れの内容は不十分ではないかなというふうに思いますが、その辺はどうでしょうか。

○市民部長（加藤多久美君）

現在、ご承知のとおり我が市では多様化する利用者ニーズに柔軟に対応しながら、全小学校で児童クラブ事業を運営しているわけですが、新制度へ移行するにあたりましては、40人以上を今受けている児童クラブが実際はございます。施設の過密状態というものの改善、あるいは全学年を受け入れ対象とするための施設整備が当然必要になってくると、私ども担当としては思っておりますので、今後、交付金をうまく活用して早急に。

全学年を受け入れるというのは必須ではございませんが、やはり利用希望があるということで、現定員の中では対応しきれない部分がございますので、建物の増改築をはじめ、基本的には学校の施設の中で運営していけば一番、児童の安全・安心にとって重要かと思えますけれども、それに対応できない場合については、その近隣に例えば今の施設がある、プレハブで立っていたりしますので、その辺を増改築できないかどうかを早急に検討して、受け入れ体制の枠等を、例えばさっき言った面積比率の1.65については、乳幼児が3.3になっておりますので、あまりにもちょっと低いかなという気はしますので、その辺については、できる限り早急に対応を検討したいというふうに考えております。

○丸山わき子君

今、部長が答弁されたんですが、やっぱり国の参酌基準で行くと、現場とはかけ離れた内容になっちゃうわけです。そういう意味では私は、この基準というのは、国に合わせるのではなくて、八街市の実態をきちんと分析し、この条例を作っていかなければならないのでは

ないかというふうに思います。ぜひそういう点での積極的な対応をお願いしたいというふうに思います。

次に、対象時間と日数なんですけれども、対象時間については小学校の休業日は8時間、休業日以外は3時間、また対象日数は250日としておりますが、その根拠はどうか、お伺いいたします。

○市民部長（加藤多久美君）

この対象時間、日数等につきましても国の基準が出ましたので、国の省令どおり、私どもの方の条例も提案させていただいているところでございます。

○丸山わき子君

国の参酌というのは、さっき言ったとおり国の勝手な基準ですからね、実際にそれぞれの市町村がどんな状況なのかなんて、全然見ていないんです。本当に小学校の休業日は8時間で果たしていいのかどうか。やっぱり保護者の労働時間を考慮すれば、認可保育所と同様に利用できるということが必要ではないかというふうに思うわけですね。

それから、現在の学童保育の対象日は293日になっていますね、八街市は。私はこれは大変すばらしいと思うんです。八街市は本当に努力して頑張っているなというふうに思うわけなんですけれども、しかし条例では250日以上と、わざわざ基準を下げるわけなんですよ。今ある基準を何で維持できないのか。何で対応できないのかなど。そういう意味では絶対に基準は引き下げてはならない。このように思いますが、いかがでしょうか。

○市民部長（加藤多久美君）

今回私どもが基準条例として提案させていただいたのは、議員ご承知のとおり、最低基準ということで提案させていただいております。特に放課後児童クラブにつきましては、現実的には全部が公設でございますので、この基準にかかわらず、私どもは市で設置して、一部は社協の方で事業運営しているところでございますので、あくまでも最低基準は最低基準で、現実の、例えば対象日数293日、対象時間等についても、これを下回ることは絶対にあってはならないと、私どもも思っております。ただ、条例の提案の仕方等については、基本的に民間が来ない前提で、私どもは担当として作成してきましたので、例えば250日にこれが下がるというような危惧は持っていただかなくても結構ではないかと、担当としては思っております。

○丸山わき子君

そういう問題ではないのではないかと。やはり八街市は八街市の独自の基準を設けていく。この姿勢が必要ではなかろうかと思うんですね。今、部長は、基本的には学童保育は八街市が運営しますと。この5年間は保障されるでしょう。しかし、その後。

やはり国の方は、自治体で持っている保育所、学童保育は民間でやるようにという、その方向で一生懸命、子ども・子育て新制度を導入しているわけですね。ですから保育所運営に関しても国の方の補助金をもうどんどん減らしましょう。自治体が大変だったら民間に投げた方がいいですよ。これが本当の内容なんです。ですから、今はいいですよ、今はいいんです。

が、これから。

今後、これだけ八街市がすばらしく積み上げてきた293日という対象日数を、減らすようなことがあってはならない。住民サービスを低下させるようなことがあってはならない。ですから今の基準をきちんと守り、それからもっと向上させていくという、そういう取り組みをしなければならないというふうに思います。そういう点では国の参酌基準ではなくて、八街市の独自の基準をしっかりと作っていく。このことを私は求めたいというふうに思います。

○議長（林 修三君）

質疑中ではありますが、ここで昼食のためにしばらく休憩いたします。午後は1時10分より再開いたします。

(休憩 午後12時04分)

(再開 午後 1時10分)

○議長（林 修三君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き丸山わき子君の質疑を許します。

○丸山わき子君

それでは、続きまして、議案第5号の八街市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例について、お伺いするものであります。

特にこの条例の中では第22条の設備の基準、3人から5人を保育することのできる家庭的事業の保育場所についてであります。これにつきまして設備の基準を設けていますけれども、火災、地震など、災害対策が抜けているのではないかなというふうに思いますが、その辺についてはどのようにご検討されているのでしょうか。

○市民部長（加藤多久美君）

家庭的保育事業の設備の基準関係、22条に示しているところでございますが、基本的に防犯、防災上のことにつきましては民間保育所と同様に、火災報知機及び消火器を設置するとともに消火訓練や避難訓練を定期的実施することによって、防犯、防災を確保する。そのような規定を設けさせていただいております。

○丸山わき子君

それで万全なのかどうかですね。これから子ども・子育て新制度で待機児童をなくしていくというのが大きな問題になっておりまして、当然、八街市では現在、待機児童がおりまして、この家庭的保育事業等にも協力していただくという状況下で、本当に安全対策が消火器を置く程度でいいのか、地震対策もその程度でいいのかというところなんです。

やはり原則は、保育をする場所は1階であること。それから1階に設けられない場合は耐火建築物であるといった、きちんとした安全を確保すること、避難に有効な設備をきちんと確保するということが必要ではなかろうかというふうに思いますが、その点はいかがでし

うか。

○市民部長（加藤多久美君）

家庭的保育事業の設備基準についてはお示ししたとおりでございますが、家庭的保育事業については主に家庭的保育者の居宅等の活用を想定している、現行の児童福祉法にのっとり家庭的保育事業へ移行するようなイメージを持っておりますので、現行の取り扱いを基本として基準の方は設定しているということです。

国の会議においても、この辺については論議になったと私も認識しておりまして、どこまで家庭的保育者、事業者個人にどこまでこういう防犯、防災上の設備を求めていくか。例えば耐火基準であるとか、そこまでについては当面は現状の、家庭的保育事業の、家庭的保育者のガイドラインも今設定してあります。それを踏襲するような形で当面の最低基準としてはそれで、国の省令基準も出たということで、私どもについても、最初から高いハードルを掲げるのはどうかなという議論をしております、やはり国の基準同様に当初は設定していきたいというような感じで、条例の方は設定させていただいております。

○丸山わき子君

家庭的保育に預けられる子どもは0歳から2歳が対象になってくるわけですね。3歳以上の子もだったら、いざというときには、さあ一緒に逃げようと、逃げられますけれども、0歳から2歳の子もたちは、あなたたち逃げなさいと言っても、逃げられる子どもたちではない。保育士さんがしっかりと抱え、おんぶし、そういう状況で何かのときには逃げ出さなければならないという、大変小さな子どもたちであるわけです。ですから、基準をきちんと高くしておかないと悲惨なことになるのではないかなというふうに思うわけです。家庭的保育だから基準は甘くていい、基準は緩和していいというものではないということです。ですから最初から高い基準で八街市は待機する子どもたちをきちんとお願いしていく、そういう基準を、安心の基準を作っていくべきであるというふうに思います。

それから、保育者の資格についてであります。

これは家庭的保育あるいは小規模保育事業所に従事する保育職員についての条例内容なんですけれども、市長が行う研修を終了した者だったら無資格でもいいんだということなんです。私はこれも問題であると。無資格者の多い施設では、この間、0歳から2歳の子どもの死亡事故が大変多かったです。そういう全国の事例もあるわけですから、やはりそういった悲しい、つらい事件を絶対に起こしてはならない。八街では絶対に起こしてはならないというふうに思うわけですけれども。そういう点でも、国の参酌基準に乗って、規制緩和していくということはとんでもないことだというふうに思いますが、再度この点についての答弁をいただきたいと思います。

○市民部長（加藤多久美君）

再質問の方でもお答えしたとおりなんですけれども、C型とか家庭的保育事業については保育士資格が絶対条件ではないということで、国の基準どおり、私どもの方も条例設定をお願いしているところでございます。基本的には、保育士を除外しているわけではございません

ので、保育士になっていただければ一番いいと、私たち担当も思っているわけですが、きちんとした研修を終了し、基礎研修なり認定研修なりを終了していただきまして、要するにいろんなバックグラウンドを持った方々にこの事業に参入していただくということも必要ではないかと。例えば子育てを終了した経験豊かで保育に熱心な方にきちんとした研修をしていただいて、家庭的保育ということで、家庭的な雰囲気の中で保育していただく。それも必要ではないかということで、国の基準を踏襲して私どもの方も、本市の考え方としては国と同じだということで、今回の条例の方を制定させていただきたいということで、ご審議をお願いするわけでございます。

○丸山わき子君

私は、保育の質を落とすべきではないと。八街市の保育所、あるいは今後、認可保育園等が出てくるわけですが、みんな資格のある方々が対応するわけですね。じゃあ、何で家庭的保育の、あるいは小規模事業の保育士さんは無資格でいいのかわ。

私は、先ほど申し上げましたけれども、0歳から2歳という赤ちゃんたちだったら無資格でいいのかわと、そういう保育の不平等を八街市が率先してやっていっていいのかわどうか。大変、私はこれは問題であると。全員を有資格とすべきであります。再度その点について、お伺いするものです。

○市民部長（加藤多久美君）

全員、保育士の資格がなければいけないということでありまして、分類が全く必要ないわけでありまして。例えば小規模保育のA型、B型、C型で、B型が保育資格者2分の1、C型については保育士あるいは研修を受けた方ということ。例えばB型の2分の1を、全員が保育士資格がなきゃいけない、C型も全員が保育士資格がなければいけないとなれば、分類が必要なくなりますので、その点については制度上3分類を残すということで、私どもの方も国と同様に条例の方を制定したということですが、私どもは保育の量の確保プラス保育の質も確保しなければならないということで、この基準条例をご審議していただき、制定していただければ、その後、私どもは市役所としてもいろんなフォロー体系をとっていきたい。そうすることによって保育の質の確保も図っていききたいというような方針で臨みたいということで考えているところでございます。

○丸山わき子君

今3分類のために保育士さんの資格があるかないかを当てはめるんだというようなことを言われたのですが、とんでもない話です。

やっぱりどの施設にいても、八街市の子どもたちが安全で安心して保育される、保証される、そのことが一番求められていることだというふうに思います。こういった事業の実施主体は八街市ですし、判断や裁量権は十分あるわけですから、国の規制緩和のような大変甘い参酌基準に合わせて八街市の条例を作ることはない。やっぱり基本は、私は一番最初に言ったとおり、八街市の子どもたちが安心して安全に保育される、このことをどう、きちんと肝に銘じて子ども・子育て新制度を導入していくかが問われているというふうに思います。そうい

う点では保育者の資格、小さければ小さいほど、きちんと資格があつて、専門的な勉強をしてきた方が対応する。そういうことで安全や安心が担保されていくわけですから、再度この点では見直しが必要である。このように思うわけでありませう。

次に、八街市の特定保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について。

これにつきましては認定こども園、また幼稚園の利用の申し込みを受けたときの対応をうたっているわけですね。定員以上の申し込みがあつた場合はどうするのというところで第6条が答えているわけなんですけれども、全く性格の違う幼稚園と保育園を一体化させているわけですね。保育所につきましては児童福祉法第24条がありまして、保育所は申し込みを受けたら、それをきちんと受けていかなきゃならないよというのがあるわけなんですけれども、ここでは幼稚園と一緒に選考しちゃうんだ、選考できるんだと言っているわけなんですけれども、各保育所ではできないだろう、選考は。選考はまず市がやるわけですよ、保育所の場合は。各保育所が選考できないだろうということなんです、認定こども園に関しては各保育園で認定することになるんですか。

○市民部長（加藤多久美君）

この6条の規定は、まず利用申し込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止という見出しで、正当な理由がなければ教育保育施設については拒んではいけないという大前提のもとに、利用申し込みがあつた人、プラス今利用している人、総数が利用定員の枠を超えた場合については選考方法により行ってくださいと。2項については幼稚園関係、3項については保育園関係ということで、規定を分けて記載してございます。

これについては私ども、とりあえず保育所の方をちょっと言わせていただければ、大もとになる法律というのは子ども・子育て支援法第33条に、特定教育保育施設の設置者の責務という規定がございまして、1項に正当な理由がなければ拒んではいけない。2項の方に、申込者と既存の施設の利用者の総数が利用定員の枠を超えた場合については、保育の必要性の優先度の高い人から先行しなさいよという、大もとの子ども・子育て支援法の33条があります。それに基づきまして、この基準ができていて、それが前提にございます。

実際、保育所の方については、私どもは子ども・子育て事業の中で供給と需要をはかりまして、需要に見合う供給ベースを考えるとということで、理想としては申込者全部に入っていたきたい。ただ年度途中で、やはり4月の時点で待機児童が0になつたとしても、年度途中で増える場合もございませう。そうした場合、例えば、10人オーバーしちやつた場合はどうするのかというようなこともございませうので、その前提としてきちんとした、保育の高い、指数が高い順から選んでいきなさいと。それは事前に周知していきなさいというのが本規定でございまして。

理想としては全て、申し込んだ人には入っていたきたいというのが今回の子ども・子育て支援法なんですけれども、前提として法律がそう規定してございませう。特定教育施設ということで、私ども公立の保育園もそうですし、私立の保育園も保育施設にあたりますので、

事業者の責務として子ども・子育て支援法の33条の規定がございますので、その基準として6条の規定があるということで、もし定員がオーバーした場合については、きちんとした理由で選考しなさい、優先度の高い人から選んでいきなさいという規定を設けてあるということでございます。

○丸山わき子君

何かお互いの受けとめ方がどうも違うようなんですけれども。ちょっと時間がございませんので、またこれにつきましては委員会でもよく議論いただきたいというふうに思います。

次に、議案第9号の平成25年度歳入歳出決算でこれは平成25年度の八街市の一般会計歳入歳出決算の認定についてなんですけれども、平成25年度の予算編成にあたりまして、市長は財源確保にあたって、さらなる債権確保など、一層の徴収強化の方針のもとに受益者負担の適正化、新たな財源についても積極的に取り組むとして、297事業の見直しで1億9千200万円の削減方針のもと、市民のサービス削減を容赦なく行った。その結果、不用額が出ているのにもかかわらず、再活用されないまま財政調整基金に積まれてしまった、繰り入れになったというのが平成25年度の全体像ではなかろうかというふうに思います。

そこでお伺いいたしますのは、財政状況についてであります。財政指数に基づく分析についてなんです、担当課がどのようになさっているのか、お伺いしたい。

財政力指数1を超える団体ほど財源に余裕があると言われてはいるわけですが、八街市は0.626と。それから、実質収支比率も3から5パーセントが適切であると言われてはいるわけですが、0.6パーセント減の4.1パーセントの状況である。それから経常収支比率は75から80パーセント未満が妥当とされていますが、95.8パーセント、前年度比0.3パーセント上昇と、3年連続の上昇となっています。こうした八街市の財政指標をどのように分析し、改善を図ろうとしているのか、お伺いいたします。

○財政課長（佐藤幸男君）

財政指標に基づく分析ということでございますけれども、財政力指数につきましては地方交付税法の規定により算定した基準財政収入額を基準財政需要額で外して得た数値を3カ年平均で求めることになっております。先ほど丸山さんが言われましたように、財政力指数については、平成25年度の指数につきましては0.626、前年度につきましては0.631であることから、平成25年度においては対比で0.005低下しております。財政力を引き上げるためには地方税等の調定額を引き上げなければならないことから、短期的な取り組みでの改善は難しいものと考えております。

なお、平成26年度の財政力指数につきましては0.629でありまして、平成25年度よりも0.03ポイント、財政力が上がっております。これは地方消費税の増加見込みによる基準財政収入額の増によるものでございます。

次に、平成25年度の経常収支比率でございますけれども、95.8パーセント。前年度は95.5パーセントであることから、0.3ポイント悪化しているということでございます。

この指標につきましては人件費、扶助費、公債費等の義務的な経常経費に地方税、普通交付税、地方譲与税を中心とする経常一般財源収入がどの程度充当されたかと見るものでございまして、経常収支比率を引き下げるため、市税の徴収率の改善を図りまして経常一般財源を確保するなど、経常収支比率の改善を図りたいというふうに考えております。

○丸山わき子君

大変苦勞されていることはよくわかるわけですが。

これからの予算編成の中で、単に歳出をカットして、それから財政支出の帳尻を合わせるだけでは、財政は好転しないということなんですね。今、八街市に特に必要なのは市内の経済環境の構造、あるいは基幹産業の農業をいかに発展させるかなど、地域経済活性化に向けた専門家の調査分析、これを取り入れた市政運営が今必要ではないかなというふうに思うわけなんです、その辺について、市長かな、財政課かな、総務課かな、その辺はどのようにお考えでしょうか。市長、お願いします。

○市長（北村新司君）

丸山議員からのご指摘のあった財政運営につきましては、しっかり努力しなきゃいけないということでありまして、先般、外部評価委員からご指摘があったことも1点ございます。

また、市の活性化ということも大きなキーポイントになるというふうに思っております。特に議会で了解をいただきました住宅リフォーム事業をはじめ、多くの事業を展開すること。

あるいは、農業につきましても、細かいお話になりますけれども、落花生につきましても一反歩30万円を、千葉半立で実際に上げている人もいます。それはなぜそういうふうになっているかという、千葉半立をしっかりと研究して、反収30万。この金額につきましては、八街市にとりまして大変ありがたい指標でございます。それぞれの農家が、今の八街市の土地に一番合う品目は、まずは落花生だと。労力やいろいろを換算しますと落花生でございまして、そして千葉半立をしっかりと研究している方から伺いますと、10アールあたり30万は可能である。そう申し上げております。この辺もキーポイントになるのかなということもあります。

そしてもう1点、八街市がすばらしい農業を展開しているということで、外部から、市外から、県外から多く来ていただけるような。ある面で、あのまちは農業にしっかり取り組んでいるなということで先進地、農業の先進地であるような街づくりも1つのポイントだというふうに思っております。

そうしたことを総合的にあれしまして、市の活性化を図りながら少しでも、税収とは言いません、少しでも市民の生活が、安心して暮らせるような街づくりを目指して、今、総合計画の基本構想あるいは基本計画を、地区懇談会あるいは市民街づくり会議あるいは有識者会議等々でご提言をいただいている最中でございます。こうしたことを基本にしながら今後、街づくりに精進してまいりたいというふうに思っております。

○議長（林 修三君）

以上で丸山わき子議員の質疑を終了します。

次に、桜田秀雄議員の質疑を許します。

○桜田秀雄君

まず最初に、議案第4号についてお伺いいたします。

付議案の6ページでございますけれども、最低基準の目的、この2条の中に、素養があり、かつ適切な訓練を受けた職員の支援により行うと書かれています。素養というのはふだんの心がけ、あるいは身に付けた教養等々でございますけれども、先ほどの丸山議員の話の中にもありましたけれども、こうしたことを踏まえて、「適切な訓練を受け」とありますけれども、このカリキュラムみたいなものは現在もあるのでしょうか。これから作るのでしょうか。

○市民部長（加藤多久美君）

放課後児童クラブの今回の基準条例については、職員の関係については別に、第10条の方に職員規定がございますので、るる書いてありますので、いろんな資格を持った方であってほしいと。

今現在、私どもは社会福祉協議会の方に委託して、受託してもらっているんですけれども、そのうち7月1日時点で約36名の方が指導員として活躍なさっておりますが、そのうち、いわゆる無資格の方については3人ほどいらっしゃいます。それから保育士等の方が11人で、それから児童クラブに2年以上従事している方が22名ということで、3名の方だけ無資格の状態ですけれども、基本的には無資格の方についても資格のある方とともに保育しているということでございますので、この3名につきましても今後は、経過措置も設けてございますので、新たな研修を終了していただくということで、今の人につきましては経過措置で、附則の第2項の方に職員の経過措置もありますので、32年3月31日までは研修を受けて、きちんとした資格を持った人になって、放課後児童クラブの指導員として活躍していただく。そんなことになっております。

○桜田秀雄君

今説明があったように、補助員については資格がなくてもできると思うんですけれども、しかしこれからさまざまな制度が今度ではできて、市は今度は監督する立場になるわけですね。そうした意味からすると、やっぱり率先して職員化を図っていくべきだろうと、このように思うんですが、検討の中でその辺についてはどのように考えていらっしゃいますか。

○市民部長（加藤多久美君）

丸山議員の方にもお答えしたのですが、現在は公設で市役所で作っております、一部の運営の方を社会福祉協議会に委託していると。基本的に今の指導員の方については社会福祉協議会で契約を結んで働いていただいているということで、基本的には役所の職員ではございませんので、あくまでも委託先である社会福祉協議会の方で雇用契約を結んでやっているというような状況でございます。

今、議員がおっしゃったのは市役所の正職員という意味なのか、社会福祉協議会の正職員という意味なのか、ちょっとよくわからなかったんですけど、実情はそうでございますので、あくまでも社会福祉協議会と個々の雇用契約を結んでいただいている。基本的にはいわゆる

非正規だと、そのような認識で私はおります。

○桜田秀雄君

次に、事故時の対応でございますけれども、例えば18条の中では対象時間が決められております。現在の八街は、昨日の話の中にもあったと思うんですけれども、いわゆる事業終了時の14時以降を考えているんだと、このようなお話がありました。また1項の中では休日、学校の休業日、授業の休業日に行う一日8時間の保育、このようなものもありますけれども、今後やっぱり市民のニーズが高まってくれば、この辺についても当然、導入を検討せざるを得ないと、そういう時期が来ようと思うんですけれども。学校の休業日における市への報告、それに対する対応、これが重要になってまいりますので、その辺も検討しておいた方がよいのではないかなと思うんですが、その辺についてはどうですか。

○市民部長（加藤多久美君）

事故対応ということで条文を設定させていただきました。現実的に今は社協の方に委託しておりますので、社会福祉協議会の方で児童クラブの危機管理対策マニュアルというのを作成してございまして、その中でも事故対応についてきちんとした条文を設定してございまして、それについて社会福祉協議会と指導員の方等についての規定がございまして、これを今後とも踏襲していく。今の形式であれば、これを踏襲していくということになるかと思っております。

○桜田秀雄君

12ページなんですが、事故発生時の対応という項目がございまして、21条では速やかに市または当該利用者の保護者等に連絡を行うこと、こうなっております。また、2項の中では、利用者に対する支援の提供により、賠償すべき事項が発生した場合は損害賠償を速やかに行わなければならない。こう規定されておりますけれども、ふだん、重大事故が起こった場合、僕らの感覚からすると裁判等を経て補償する、このような事例が多いと思うんですが、今回これを読みますと、例えば国からそうした事故災害における賠償のマニュアル、このようなものを作って提示されるのか、あるいは通常の保険等で対応していくのか、その辺についてはどうでしょうか。

○市民部長（加藤多久美君）

現時点でも社会福祉協議会の方で賠償責任保険、傷害保険ということで加入してございまして、その保険の方から対応するということになっております。

○桜田秀雄君

次に、議案第5号でございますけれども、32ページになります。第43条の関係でお伺いしたいと思っております。

事業所内保育事業についてはさまざまな設備基準が定められております。市内で今の企業内、例えば長谷川病院なり、あるいはヤクルトなどでは企業内保育が現に行われております。今、市内で現に行われているそういう企業内保育、これは何件ぐらいあるんですか。

○市民部長（加藤多久美君）

八街市内の事業所内保育の現状につきましては、ただいま議員がおっしゃられた長谷川病院さん、それと八街病院さん、海保病院さん、それとヤクルト販売ということで、4カ所が事業所内保育を行われているということで把握しております。

○桜田秀雄君

私も幾つかのそういう事業をちょっと見させてもらいまして、大変いいことだなと思うんですね。

今回、事業所内保育も新たに整備されるわけですがけれども、家庭内保育などが一番やっぱり保護者にとっては人気が大変あります。僕も現状を見まして、例えば病院の敷地の中に保育所がある、長谷川病院なんかはそうでございますけれども、そうすると、もうそこに医者がいるわけですから、何かあったときにはすぐに対応できる。そういう意味では保護者は大変ありがたい。安心できると思うんですね。今回の改正に伴いまして事業所内保育を、今度は周辺の利用者も利用が可能であると、このように私は理解しているんですがけれども、そういう意味では事業所内保育、これにもっと市の方で力を入れて斡旋するなり、そういうことはできるのでしょうか。

○市民部長（加藤多久美君）

今のご質問の前に、さっき事業所内保育は八街市で4カ所と言ったんですがけれども、ヤクルト関係が2つありまして、捉え方としては一応5カ所ということで。名称はヤクルトなんですけど、2カ所あるということで、申し訳ありませんが訂正させていただきます。

それから今回、事業所内保育ということで地域型保育事業の中に取り込むということなんですけれども、私どもは事前に担当者が各事業所内を回りをまして、今回こういう制度ができますよということで意向の調査に伺いました。それについてはまだ、結論が出ていない状況なんですけれども。

結局、事業所内というのは企業というか、会社の職員のお子さんを預かるのが基本的な保育所だと思うんですが、それに私どもは市内のお子さん枠を設けたんですけれども、基準にあるんですけれども、それを前提として、企業の職員の子どもプラス市内の子どもを預かるということで、今回この制度の中で取り組むわけですので、そういう市内の、会社の職員以外の方を受け入れられるかどうか、それは事業所の判断ということになりますので、地域枠を設けていただかない限りは地域型保育の給付が受けられませんので、あとは経営的に、今の経営と、新しい制度に移行したときの経営の度合いを見まして意向を検討するというのが正直な話だと思いますので、まだ今の段階ではどちらかという話は決定していないということ、私も担当の方から聞いているところです。

ただ、なるべくでしたらば、0、1、2歳を預かっていただければということで、1カ所でも多く新しい制度の中に入れていただければと、そのように思っているところでございます。

○桜田秀雄君

八街市内にも女性が活躍する企業、そういう職場がいっぱいあります。事業所内保育設置

に関しては国からも、多くの助成金なり補助金が出ることになっています。例えば設置に関しては、中小企業の場合においては助成額の3分の2、上限2千300万円。こういうことでもありますし、また増築に関しても、中小企業の場合においては1千150万円を上限にして、助成を2分の1。また運営費についても、保育士の人件費等に要した費用について、年1回、5年間支給される、中小企業においてはかかった経費の3分の2が助成される。こういう報告がございます。

例えば病院なんかは今、看護師を獲得するのが大変だという状況がありまして、差別化を図ってこうと、病院も一生懸命やっておられます。この前、NHKですか、見ていましたら、いわゆる看護師等は給料の割には仕事が大変でなかなか集まらないんだと。そういう意味では、こうした企業内保育を充実させていくということで看護師の獲得も図れるだろうと思うんですね。そういう意味ではぜひとも、こうした企業内の保育所の充実について、市の方でも力を入れてやっていただきたい。このことをお願い申し上げまして、質問を終わります。

○議長（林 修三君）

以上で桜田秀雄議員の質疑を終了します。

これで通告による質疑は全て終了いたしました。

ただいま議題となっております議案第2号から議案第8号を、配付してあります議案付託表のとおり、それぞれの常任委員会に付託します。

議案付託表に誤りがあった場合は議長が処理することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（林 修三君）

ご異議なしと認めます。

なお、議案付託表により各常任委員会の開催日の通知とします。

お諮りします。議案第9号から議案第14号は、9人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置して、これに付託し、閉会中の継続審査とすることにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（林 修三君）

ご異議なしと認めます。

お諮りします。ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第5条第1項の規定により、議長から指名します。

京増藤江議員、新宅雅子議員、林政男議員、桜田秀雄議員、石井孝昭議員、小山栄治議員、服部雅恵議員、鈴木広美議員、長谷川健介議員、以上の9人を指名します。

これからしばらく休憩し、決算審査特別委員会を開き、正副委員長の互選を行いますので、議員の皆さんは第2会議室にお集まりください。

しばらく休憩いたします。本会議再開時刻につきましては事務局よりご連絡いたします。

休憩に入ります。

(休憩 午後 1時50分)

(再開 午後 2時10分)

○議長（林 修三君）

再開します。

正副委員長が決定しましたので、報告します。

決算審査特別委員会委員長に石井孝昭議員、同副委員長に鈴木広美議員、以上のとおり決定いたしました。

議案第9号から議案第14号を配付の議案付託表のとおり決算審査特別委員会に付託し、開催日の通知といたします。

日程第3、発議案第6号を議題とします。

これから発議案第6号に対しての質疑を行います。

なお、この発議案の提案者は多数につき、自席にてお待ちいただき、答弁される方は挙手の上指名を受けてご登壇、そして、答弁いただきたいと思ひます。

それでは、質疑はありませんか。自席にてお願いします。

○右山正美君

若干伺いますが、議員定数削減の趣旨があまりはっきりしていないのではないかというふうに思ひます。議員定数を2減ということで、やっぱりこれでは住民意思反映の低下と、あと、議会の監視能力の低下、これが疑われるわけですが、議員定数を削減させると、監視低下の問題では執行側が喜ぶといひますか、そういう感じになっているわけであります。そういったことで、やっぱり監視能力低下、これにもつながるわけですが、その辺についてはどのように考へているのか。その辺についてお伺ひします。

○議長（林 修三君）

提案者のご答弁を。

○湯浅祐徳君

右山議員に答弁いたします。趣旨と申しましたけども、根拠ということなんですかね。2名減という根拠ですか。わかりました。

それでは、お答えします。前回の議員定数削減のとき、24から22名。平成15年3月末現在の住民基本台帳、人口が7万5千908人でした。今年3月末の外国人を除く住民基本台帳、人口7万2千447人で、7年間で約3千500人減少しております。さらに減少傾向は増えると思ひます。

また、議員定数2名という数字は、議会での採決は、特別の場合を除き、議長を除く議員で行ひます。仮に定数21とした場合、議長を除く20名で採決しますと賛成が10、反対が10、可否同数になる場合も考へられます。この場合、議長が可否を決めることになるわけですが、このようなことから、議員定数は偶数がよいと考へられ、最小偶数の2名削減としたものであります。

以上です。

○右山正美君

私が言った住民意思の反映の問題、あるいは、議会の監視能力の問題については遠ざけられた感じがしますけど。

今、議運の委員長が言われたとおり、全国的にいろいろ調べてみたんですよ。北海道あたりでも20名で3万8千人、3万7千人、2万1千人、2万9千人とか、ほかの地域でも2万、3万、4万とか、そういったところが20人になっているんですよ。いっぱいあるんですよ。これは議員手帳を見てもらえばわかりますけど。そういうところまで下げていくのかということにもなりますし、これはやっぱり、そういう面からしても、7万2千人がその辺で20人になるという根拠はないのではないかという具合に思います。

と同時に、議会事務局が出して、皆さんも見ていらっしゃると思いますが、定数の問題について、議会の活性化を可能にする、あるいは、議会の役割は重要でありますので、執行機関を十分監視できる。あと、住民の意思をその中で十分反映できる、そういうことを一番第一義的に考えていかなきゃならない。そうしないと定数削減の存在価値がなくなるよと、こういうことまで言われているわけですね。そういうところを考えますと、本当に妥当なのかどうか。議会の活性化になっていくのかどうか、そういったものを含めて私は考えていく必要があると思いますよ。その辺についてはどのように考えておられるのか。

○湯浅祐徳君

右山議員に申し上げます。

この件につきましては、4、5年前から22から20という話がありました。議会改革検討協議会でも、昨年9月、今年6月、7月、また、9月ですか、3回の議論を交わして、結局、方向付け、結果を出していただきまして、議会運営委員会の方に答申があったわけですが、議員削減の問題につきましては、今日この頃の話ではなく、4、5年前からあった話でございまして、議会改革検討協議会の方も、全国、あるいはまた、隣接の市町村、そして、同人口のところもかなり皆さん議論を交わしたようでございます。そういうことで22から20という数字になったわけでございます。

以上です。

○右山正美君

先ほども言いましたけど、議員削減というのは、やっぱり、議員のそれぞれ資質が問われるということにもなりかねないんですよ。ですから、議会の活性化をいろんな方面でやっていく、そして、執行機関への十分な監視体制のもと、そして、住民の声を十分吸い上げていく、これがやはり必要ではなからうかと思えます。そういった中で、22から20にしていこうということは、住民の意思を吸い上げる力、そこが少なくなるでしょう。だから、そういったことを十分私は考えていかなきゃいけないのではないかというふうに思います。私は22から2名の削減については反対して、現状維持でお願いしたいというふうに申し上げて、終わります。

○議長（林 修三君）

ほかに質疑はありませんか。

○京増藤江君

先ほどの右山議員の質問に対して、お答えがなかったと思うんですね。住民の意思を反映できるのか。議会の活性化ができるのか。議員削減でできるのかということについてのお答えがない。数年前から議員削減の話は出ている。なぜその話が出ているのか。なぜその話が出たのか、まずお聞きしたいと思います。

○湯浅祐徳君

京増議員に申し上げます。

議会改革検討協議会、これは各会派の代表の皆さんが出ておるわけですよ。共産党も丸山わき子議員が検討委員会の委員としておるわけです。ですから、これは、各会派の代表の皆さんが十分議論を積んでの結果でありまして、7対1の、賛成が7、反対が1というような結果を議会運営委員会の方に答申があったわけです。議会運営委員会の方で、大事な話ですから、お一人お一人の話を伺いまして、やはり、議運の中でも7対1というような数字が出ました。

以上であります。

○京増藤江君

ですから、今まで話し合った中で、なぜ定数削減が必要なのかということが出たわけでしょう。そのことをお聞きしているんですよ。

○湯浅祐徳君

それは、日本共産党の方からは丸山わき子議員が代表で議会改革検討協議会に出ておるわけですよ。この2名削減の件も、去年の9月、今年になって2回、この検討協議会で協議なさっておるんですよ。ですから、今さらどうのこうのという話は、京増議員のその質問がおかしいと思いますよ。

○京増藤江君

何のためにこれをやっているんですか。

○湯浅祐徳君

何のためにこれをじゃなくて、それは議会改革検討協議会各会派の代表で協議した結果、そういう話になっております。

○議長（林 修三君）

提出者の関係者に申し上げますが、ほかに答弁はございますか。

○中田眞司君

先ほどの質問で2名削減といった質問ですけど、その件につきましては、議運の委員長の湯浅議員の方から右山議員に答えたはずですよ。

それで、今、京増議員の方から質問がございました、市民の負託が届けられないと。議員が少なくなれば余計に減るだろうという問題につきまして答弁したいと思います。

皆様もご存じのように、選挙にあたっては、恐らく、全域の皆さんの理解を求めて、支援をお願いしているはずでございます。そういう中で、地元があるわけですがけれども、地域が違って、やはり、お願いしていた議員に対しての市へのアプローチ、そういったものは、私も経験がありますけど、違う地域であっても、十分に電話がかかって、市にアピールしてくださいということで返ってきます。それが22名が20人になったところで、議員の皆さんがちょっと苦勞をすると。全体に行くわけですから、議員の皆さんがちょっと今までより仕事の量が多くなるのではないかと。人口的に、そういった割合で、そんなに市に対しての要望は、あるいは、パイプ役としての仕事はそんなに問題はないと思います。

○議長（林 修三君）

ほかに質疑はありませんか。

○京増藤江君

先ほど、湯浅議員の方から、市民が7年間で3千500人減ってきたと、そういう報告がありました。そして、6月議会、この9月議会でも、人口減少について、市民が住みたくない、もう引っ越していきたい、こういう声を本当に吸い上げてくることができたのかどうか。私は逆にこのことが今問われていると思うんです。本当に市民の皆さんが暮らしやすいまちにするためには、市民の気持ちをきちっと丁寧にすくい上げていく、そして、それを反映していく機会でならなきゃならない。この削減によって議会が活性化するのか、これが問われなきゃならないと思うんですね。ですから、削減するということが一体どうなるのかということは、そういう意味で、私は先ほどからお聞きしているわけです。この削減によって、今、中田議員からは、議員が減っても市民の意見は吸い上げていくことができるというようなお答えがありました。本当に市民の皆さんがここに住んでいきたい、ここで住んでよかったですと言える街づくりができるとお考えですか。

○中田眞司君

その問題と市民の意見を吸い上げると、それとはちょっと違うんじゃないですか。市民の負託を皆さんが得て行政の方にアプローチするといった問題に関しては、私がさっき言ったように、恐らく、人数が削減されようと、支援してくれた市民の皆さんのアプローチはその人たちに行くわけですから、そんなに問題はない。ただ、そういった中で、議員の皆さんが前より少し仕事が増えて広範囲になるということで、別に市民の負託を伝えるという問題に対しては何の問題もないということです。

○右山正美君

せっかく議長が提出者を出していただいたので、提出者全員に私も聞きたいと思っておりますけど、今、中田さんがこうやって言われましたが、だけど、本当に狭まる、22から20ですよ。2人の議員が削減されるんですよ。この中で、2人という意味はすごく重いわけです。やっぱり、そういう人たちが住民の声を聞きながら議会で反映させていく。質疑の状況を見まして、20になれば、それで活性化するからというふうにお考えですか、実際問題。質問は地域十何名、議会が始まってからどうかはわかりませんが、多いときがありました、1

回だけ。あとの4回の議会を通じまして、議案質疑がどれだけ進んでいるか。監視する体制がどれだけ進んでいるか。今までの現状です。その辺についてはどうお考えですか。

○議長（林 修三君）

提出者でほかに。

○小高良則君

今の件にお答えいたします。

質問の多い少ないだけが民意を反映するだけだとは私は思っておりません。やはり、平日頃の活動が大切だと思っておられるところもございませぬ。また、平成25年度12月現在では、22名の議員で、議員一人当たりの人口が3千308人と。20人になると、それが3千600人程度になると思うんですが、その分、20人で十分頑張れるものと私は思っております。

○右山正美君

質問とか質疑とか、そういうものは関係ないと言いましたけど、執行の監視力、そういった問題についてはどうするわけですか。住民の声は吸い上げた。じゃあ、監視力はどうするわけですか。質問もしない。質疑応答もしない。これでどうやって監視ができるんですか。できないじゃないですか。

○小高良則君

お答えします。

2名削減でもできるものと私は思っております。

○右山正美君

現在でもできていないのに、何で2名削減したらできるんですか。逆じゃないの、言っていることが。そう簡単な問題じゃないんですよ、2名減ればできるとかなんとか。言い訳にすぎないじゃないか、そんなのは。だから、ちゃんとした十分な議論を持ちなさいというのは、そんなことですよ、しっかりと議論をしなきゃならないというのは。ただただ削減はできるでしょう、それでは。執行側の監視力低下、これがうたわれているんですよ、議員削減によって。だから、その辺もしっかりしなきゃいけないと思うので言っているんで、根拠がないと言っているんですよ。

以上、答弁は要らない。

○京増藤江君

国会でも国会議員の数を減らすと。国民に負担をお願いするのですから、国民議員も身を切らなきゃならない、こういう議論が聞かれます。しかし、それが本当に国会議員が身を切ることになるのかと云ったら、とんでもない。国民の声が切られることになる。そういうことです。といいますのは、今、スウェーデンや北欧、そして、ヨーロッパなどでは、社会保障が日本よりうんと進んでいます。安心して暮らすことができる、そういう国づくりをしています。例えば、スウェーデンでは、人口10万人当たりとか、そういう人口で率ですと、国会議員の数は日本よりも6倍ぐらい多いのです。そうやって国民の声を吸い上げて、社会保障を充実させているんです。ですから、ただ議員を減らせばいいんだと、そういう議

論は成り立たない、私はそう思うんですね。もしも、八街市の財政が大変、そういうことで議員を減らすということであれば、議員を減らすのではなくて、歳費を減らしていく。そういう方向があると思うんですよ。やはり、私たち議員が一番やらなければいけないことは、議会を活性化させて、そして、市民の声を吸い上げて、市民の要求を実現していく。市民を幸せにしていく。子どもたちが安心して成長できる。そういう八街にするために、私は、議員定数を減らす、その理由が財政を考えてのことであれば、ぜひ、私は議員の歳費を減らす、そういう方向が考えられると思うんですが、いかがでしょうか。

○小高良則君

お答えいたします。

議員の歳費を減らすということも後半の方では出たように記憶しておりますが、今回は人員の削減という結果に改革の方の答申が出ております。また、議会運営の方でもその方向でということで、全協の方で説明させていただいておりますが、確かに、民意を考えたとき、京増さんが言うように、逆に、大勢議員さんがいれば、それだけ市内津々浦々いろんな意見が吸い上げられるのは、それは当然でございます。しかし、現在八街市を取り巻く環境、また、民意の1つとしては、議員が多いのではないかという声も市内でも聞かれることがあると思います。また、財政負担の面でも、職員の給料を減らしたり、各行事の予算をカットしたり、さまざまなものを見まして、今回、議会改革検討協議会の中では、平成25年の検討協議会立ち上げにあたって各会派に答申したところ、いろいろな意見が出され、3会派から定数について検討協議会で検討してほしいということから始まっておるわけです。今回はその中で、3日間の会議でしたが、平成25年度に出されたときから各議員が今日を迎えるにあたって考えてきた内容が、今日の提出議案の結果だと私は思っていますので、民意であったり、また、予算であったり、さまざまなものを組み合わせた結果が今日ここに出ていると。私はこの結果も大切な民意の反映だと思っております。

○丸山わき子君

先ほど、湯浅祐徳議員から、丸山わき子も議会改革検討協議会に出ていたじゃないか、何をやっているんだというような、そこまでではないか、そこはなかったようなんですが、確かに、議員削減の議論は3回行われております。先ほどの答弁では、かなり議論を交わしたんだというような答弁がされていたわけですが、議員削減の議論の中では、財政が厳しいから議員を減らせという短絡的な発想、また、削減した分は議員の視察費、政務調査費に上乘せよといった意見が出されておりました。

やっぱり、なぜ議員が削減なのかという本質的な議論はされていないんですね。議員の役割は何なのか。本当に大切なその部分が議論されないまま、し尽くされないままの結果だったというふうに思います。そういう点では、議員削減を強行していくというのは納得がいかないというわけです。

先ほど来、議員を減らせば本当に住民の声が聞けなくなるよということを我が党は言っているわけなんですけども、先般行われた八街市の住民意向調査、この中では、住民の皆さ

んの要求や意見をどのように市政に反映させますかという質問があるんですね。その中で幾つか項目がありまして、議員に意見・要求を出すという方がわずか8. 9パーセントだったんですね。本当にそういう意味では、議員の活動量は少ないんじゃないのか。先ほど、地域でいろいろ意見を聞いていますよという意見もありましたけども、それは当たり前のことです。

やはり、そういう意味では、なぜそういう不活発な状況になっているのか、なぜ住民の皆さんが議員に意見を言えないでいるのか。本当に住民との街づくりができているのかという、そういった点でも、議員の果たす役割という点では、もっともっと議論をしなければならないのではないかというふうに思いますし、それから、先ほど来論議されておりますけども、議会というのは、直接選挙された市長と、それから、住民の代表である議員とが、議会とが二元代表制のもとで住民の皆さんの意見をくみ上げて市政運営をしていくわけです。執行に対しては、きちんとチェックをする。そのチェック機能を果たせるのか、果たしているのかどうか。どうしたら果たせるのか。あるいは、執行側に対してきちんと監視していく。批判ができる。そういうことも今本当に必要になっている。また、政策提案とか立法の役割、これも議員の仕事なんですけど、これが議員が減ることによって縮小されていってはならないというふうに思うわけなんですね。そういった点で、この間の議論の中で、議員の果たす役割は何なのかというところまで突っ込んだ議論がされていなかったのではないかとこのように思うんですね。そういう点では、まだまだ掘り下げた議論をしていかなければならない、こういうふうに思うわけなんです。そういう点ではどんなふうですか。

○加藤 弘君

その前にちょっと聞きたい。

この件に関しましては、改革協議会で議論をし、採決をとり、それをまた受けて、議運で協議されて採決した。それをまた全協へ戻されて、全協でも議論を重ね、採決をとっているんです。今朝も議会で上程されています。そういう中で、この協議を始めたということは、議運で再度こういうことを行うということに決めたのでしょうか。それでこういう時間をとっているのでしょうか。その辺がちょっとわからない。ちょっと説明してください、議長、その経緯を。

○議長（林 修三君）

議運の中で発議案として上程しようということで論議されたので、今日の発言になります。

それでは、今のは質問ですね、丸山さん。

○丸山わき子君

はい。

○小高良則君

お答えします。

議会改革検討協議会の中でも十分論議されての話なのか、されたのかということなんです

けど、確かに丸山議員が参加していて、そういうお話がありましたが、それでも、そのお話が出た上で、話はもう十分されたということで改革委員会の会長の判断でたしか採決したと、そのように認識しております。

○丸山わき子君

だから、そこをもっと掘り下げようよと、もっと議論しようよという提案はしました。それがされないまま来ちゃったというのが現状だと思うんですよ。

今、地方分権、大変地方議会が重大な役割を負わなければならない、そういう役割があるわけです。今まで国や県が決めたことを何でも、はい、わかりましたと下請機関のようにやっていたものを、今度は地方自治、市町村がそれをきちんと自分たちで決めて、自分たちで進めなきゃならない。そこには地方議会の果たす役割というのが今まで以上に強くなっているわけですよ。ですから、2006年に全国市議会議長、ここでは行政問題研究会、ここで出している調査研究報告書では、分権時代における市議会の役割について、議会の執行機関に対する監視の役割が一層重くなる。政策立案を住民に意思、地域の実情を的確に踏まえたものとしていくことを必要とし、議会の構成も都市全体を見渡すことのできる議員で多く構成されるようになることが求められること。執行部に負けないほどの政策論争を重ねることが必要。この機能の向上を果たす上においても、相当の議員数は必要である。こんなふうに結論付けているんですね。まさにそうだと思うんです。ですから、議員定数を減らせばいいというのではなくて、議員はそれなりの定数をきちんと持っていなければならない。全国市議会議長会による全国の議員定数、この調査を行った報告書がございます。5万から10万未満の人口の議員定数は22.1名、まさに八街市は的確の数字であるということなわけです。ですから、そういう中で、議員を減らしていつてはならないのではないかな。これは的確ではなかろうかと、そういうふうに思うわけなんです。

それと、やはり、先ほど、議員を減らすべきだという意見もありますよ、こんなことを言われましたね。確かにそういう声はあります。なぜそんな声が出てくるのか。そこを研究しなきゃいけないのです。やはり、私ども共産党議員団が今、アンケート調査を進めているのですが、その中にも八街市議会に対するいろいろな問題提起、あるいは、意見がたくさん寄せられました。その中には、行政のチェック機能を果たしていないとか、議会活動が十分伝わらないと。あるいは、議員のモラルが低いとか、こんなことまで言われました。やはり、これは市民との信頼関係がないのではないかと、議員を減らせというのはね。だから、そういう意味では、私たちはもっと切磋琢磨し、住民の声をしっかりと拾って、そして議員活動していかなければならないのではないかと。やはり、今、八街市は財政が本当に厳しい状況です。そうした中で、じゃあ、この知恵を集めて、八街市の財政をどうやったら確保していけるのか。今、人口減の状況ですけど、人口をどうしたら増やすことができるのか。地域経済活性化にどのようにしたら進めていったらいいのか。多くの知恵を集めて進めていくのが議員の役割、仕事だと思います。

そういう意味では、議員の定数を削減することは断固反対するものです。

以上です。答弁は結構です。

○議長（林 修三君）

それでは、大分時間もたちまして。

○桜田秀雄君

答弁を、諮問されました議会運営委員長に求めたいと思います。

私は、議会に入りましてすぐに議会改革の必要性を痛感いたしまして、平成23年2月に議会基本条例の制定と議会運営の改善策として提言書を取りまとめさせていただきました。当時の議長に提出して、検討してほしいと、こうお願いしたのですが、2代の議長を経て、ようやく先ほど、お話がありましたように、検討協議会ができ上がったわけでございます。

本日提案されました議員定数の削減に関する発議案は、議会運営委員会の諮問機関として議会改革検討協議会に諮問し、その答申を受けて提案をされたものであります。協議会の構成にあたりましては、議員2名について1名とすることでスタートをいたしました。山本義一議長のもとで設置されました前議会改革検討協議会では、1人会派、八街には当時私と古場議員がおりましたけれども、1人会派を代表し、1名が委員となっていたことから、同様の扱いとするよう書面で申し入れを行いましたけれども、認められませんでした。

議員定数についても、課題提起は2会派1議員からありました。誠和会からは議員定数について、やちまた21からは、一步踏み込みまして、議会定数を本市独自に人口数に対応した議員数に削減すべきであるという提案であります。私からは、議員定数を3割削減し、15名との提案をさせていただきました。以後3回の検討協議会の中で、協議の結果、定数を2名削減して20名で採決したところ、会長を除く賛成7、反対1で、次の選挙から定数を20とすることが答申され、9月9日の全員協議会に報告、議長の方から大変大事な問題ですから、皆さんのご意見を承りたいとのお話があったわけでありまして。

提案の理由の中でも、その経過を議会運営委員長が説明をされておりましたけれども、あわせて、この経過に間違いがないかどうか、ご答弁をお願いします。

○議長（林 修三君）

議運の委員長、指名ですので。

○湯浅祐徳君

桜田議員に答弁します。

確かに、私の方に、私がちょうど議会運営委員会の委員長の立場ですので、桜田議員の方から会派を組むからというような話がございますけども、古場議員と桜田議員が改革クラブをつくったわけがございますけども、何かいつの間にか改革クラブがなくなりまして、ですから、なくなって、当然、そのときに議会運営委員会の方も改革クラブの方にも仲間になってほしいという皆さんの声もあったのですが、改革クラブがいつの間にか消滅しまして、議会運営委員会の方にも仲間になっていただけなかったのですけども、また今度改革クラブをつくったというような話でございます、この件に関しても、議会運営委員会の方でも議員の皆さんにいろいろ話し合っていたいただきました。ところが、一応定数があるというような話で、古場

議員、あるいは、桜田議員は仲間に今回なっていただけなかったんですけども、これからずっと改革クラブが長く続くようでしたら、ぜひまた議会運営委員会の方にも仲間になっていただきたいと思います。

以上です。

○桜田秀雄君

私は、今、私が説明した内容、あるいは、議案説明の中で委員長が報告した内容、その経過について間違いがないかというお尋ねでございますので。

○湯浅祐徳君

もちろん、これは桜田議員のおっしゃるとおりです。議会改革検討協議会の方から答申がございまして、議会運営委員会の皆さんにお諮りしまして、今日の運びになったわけです。

○桜田秀雄君

検討協議会の問題提起、これは大変大まかなものでございます。先ほども申し上げましたように、誠和会から議員定数についてということで話し合ってみたらどうだろうかという内容だと思います。また、やちまた21からは、先ほど、一步踏み込んだ内容で提案をされております。

当然、提案には理由と根拠があるんだろうと私は思うんですね。また、あつてしかるべきだろうと、このように考えています。私は、協議会での議論の内容について、その詳細は、先ほど委員長が言ったように、丸山さんはいたじゃないかと言っておりますけれども、私どもはかやの外にいましたので、その詳しい内容についてはなかなかわかりませんでした。そうしたことで、議論のたたき台として、2会派1議員から問題提起があったんです。協議をするについては、2会派1議員からの提案の内容、これについて当然話すべきだと私は思うんですけども、そうしたことから、全員協議会の中で、議長の方から、これは重要な問題ですから、意見があったらどうぞという問題提起がありましたので、私は検討協議会の会長にお尋ねをいたしました。検討協議会の会長の方からは、確かにいろんなお話はありましたと。しかし、桜田議員から提案された3割削減、15名という案は、私の感覚からしてかけ離れた提案なので、会長独自の判断でこっちに置いておきましたと、こういう回答だったんです。要するに、私の出した3割削減については、議論の対象にすらされなかったと、こういうことだろうと思います。後に、会長の方から、先ほどはちょっと言い過ぎちゃったと、そんな話も、訂正はありましたけれども、結果的には事情聴取をされていないわけですから、同じことであります。提案者の所属する改革クラブ、古場さんと私ですけども、検討協議会の委員ではございませんから、委員会の中で、その目的、あるいは、理由、根拠などについては説明できないわけございまして、協議会の協議の過程、参考人として呼びまして、その内容をお聞きすると、こういう配慮は当然あつてしかるべきだと、私はこう思うんですね。その辺について委員長はどのように考えますか。

○湯浅祐徳君

桜田議員に申し上げます。

今日は残念ながら議会改革検討協議会の新宅委員長がおりませんので、私は議会改革検討協議会のメンバーではございませんので、どんな話になっているのかは全く知りませんでした。ただ、一応、議会運営委員会の方に答申がございまして、議会運営委員会に本件を諮ったものでございます。議会改革検討協議会のそういう話を私にされても、よくわかりません。

○桜田秀雄君

結果的には、提案された3割削減、これは協議課題から外され、吟味もされないままに答申された。まさに乱暴過ぎる手法であると私は考えておりまして、手続を最も重んじるべき地方議会において恥ずかしい行為ではないかなと、このように考えます。

民主主義とは手続そのものであるという学説もございます。また、議会人として、賛同する者が最も多い案を採択するという民主主義の原理原則は私も十分に承知しております。全員協議会の中で議員から、3割15名の削減では、ここにいる22名のうち7名は帰ってこれないんだよと、こういうお話がありました。そうであるならば、なおさら提案された内容について、その趣旨を確認する、こうした配慮があつてしかるべきであろうと私は思うんですね。

議員定数については、平成12年に地方自治法が改正され、定数の上限のみが決められました。地域主権という考えから、各地方自治体の事情に合わせて、90条の2項で、条例で自由に決められることになりました。そうした中で協議をするわけですから、今、八街では基本計画の見直しがされております。先ほど市長からもそういった話がありました。その中で、例えば、地域懇談会なり、あるいは市民会議、若い人たちの意見を聞いていこう、そして、今回の自治法の改正で、議会の議決は必要なくなったけれども、それでも議会の議決事項として議会の皆さんの意見を聞いていこう、こういう姿勢で取り組まれています。それは、住民の声を大切にしよう、民主主義の道具を大切にしよう、そういう発想から出ているんだろうと私は思うんですね。やはり、議会の方もそうした姿勢というのは学ぶべきであると、私は考えております。

私は、議会の最も基本である議員定数、これについては、やはり、数字的な裏付け、これは崩壊しております。議員1人について1万人、2万人のところもありますし、議員1人について千人規模、100人規模のところもあるんです、現に。そうしたことから、数字における発想というものは、私はもう崩壊している、このように思うんです。

議員定数を語る上で、やはり最も大事なものは、これは地方自治法で精神でございますけれども、最小の経費で最大の効果を上げるように合理化に努め、規模の適正化を図るという地方自治の原理原則だと思います。また、民意の吸収の機能、監視機能、あるいは、政策立案機能など、本来議会が果たすべき役割を念頭に置いて協議をする、これが本来の姿であります。委員長はどのように考えますか、お伺いをいたします。

○湯浅祐徳君

桜田議員に申し上げます。

私は議会運営委員会の委員長の立場で、検討協議会の委員長でもございません。この答弁

についてはお答えしかねます。

以上です。

○小高良則君

質問の中で、全協で会長が個人的なとかいう話が出ていましたけれども、実際、個人的な感想も入ってしまった部分はございましたが、桜田議員の提案したものが外されたと先ほどおっしゃいましたが、外してはおりません。きちんと定数の見直しについてということで始めて、3会派から意見がこのように出ていますがということで始まり協議して、今に至っております。

○桜田秀雄君

発議案の提案にあたりまして、委員長の方から、1つには削減による長所、短所、2点目としては人口との問題、3点目には他市町村の動向と挙げられておりました。先ほど来、今日は検討協議会の会長がいないという話もありましたけれども、議会運営委員会に答申をされた後の全員協議会の中で、議会運営委員長の方から、それでは、桜田さんの3割削減の理由と根拠は何なんですかと、こういうお尋ねがございました。これは、いみじくも検討協議会の協議の中に不備があったことの証であろうと私は思うんですね。そのときに時間がなくて、訴えをする機会がありませんでしたので、今、ここで内容について申し上げてみたいと思います。

私は、先ほど述べたように、議員定数のあり方を議論するとき、ただ単に数のみで議論するのではなくて。

○議長（林 修三君）

桜田議員、質問を明確にお願いします。簡明にお願いします。

○桜田秀雄君

ですから、私の案と案の中身について、今、皆さんがおわかりになっておりませんので、申し述べて。

○議長（林 修三君）

ただいま質疑中ですので、質問について明確にお願いします。

○桜田秀雄君

先ほどの定数の削減の中で、削減に対する長所、短所についてのお話がありましたけれども、具体的な話が出ていたのであれば。

○議長（林 修三君）

提案者、質問を今明確に聞いているところですから、ちょっと待ってください。

○桜田秀雄君

私は冒頭に、諮問なされた議会運営委員長にお尋ねしたいと、こう申し上げておきまして、お話を全然お聞きになっていないのでは質問にもならないと思うんですけども、先ほど委員長の方から、削減した場合の長所、短所、これが一番私も重要だと思うんですよ。その辺について具体的にどのような意見が出されていたのか、お伺いしたいと思います。

○小高良則君

お答えします。

長所、短所はたくさんあると思います。また、近隣の状況も、当然資料として全協でも配らせていただいたと思います。また、八街市の財政状況も当然皆さんはおわかりだと思えます。それらをわかった中で、委員が改革検討協議会を立ち上げ、その中で議員定数の見直しについてという議題のもとに、誠和会は議員定数について、これは検討すべきだろうということから、大きなタイトルで挑んだわけですが、また、21の議員定数削減も、それは削減とうたっております。また、桜田議員の定数削減についても3割減の15という案が出てきたのは、当然みんな知っての上で、その中で、進める上では、現状がという話も当然出てきております。先ほど来お話しされていますように、減らした場合の短所も当然多々あると思います。しかし、この検討協議会の中では、大多数が2名削減、その方向で話が進んでおりました。それは事実でございます。その結果、答申も2名削減という過程があって答申しているものですから、3割削減を決して無視したりとか外したという、そういうわけではなく、きちんと検討させてもらったと認識しております。

○議長（林 修三君）

桜田議員に申し上げます。発議案に対する点で疑問に感ずる点を質疑するところでございますので、個人の意見、要望等についてはできるだけ控えるようにお願いします。

○桜田秀雄君

ですから、民意というか、議員の意見を吸い上げるという意味で協議会があって、また議会運営委員会もやられたということなんですけども、当然、協議の過程で、2会派については補足説明が当然あったと思うんですが、その辺はどうなんですか。

○議長（林 修三君）

もう一度お願いします。

○桜田秀雄君

私どもは議会検討協議会に出いていませんでしたけれども、出ている会派、誠和会と21、これは協議の中で課題が提供されて、それに対する理由、根拠などの補足説明、当然話し合いの中であったと思うんですが、あったんですか。

○小高良則君

協議会の中であつたかという。協議会の中では自由潤達に協議されたと思っております。

○林 政男君

改革検討協議会の中で、21は次のような提案をさせていただきました。議員定数の削減については、やはり、先ほどから議論がありますように、現状でいいじゃないかと、または増やせとかという意見もありました。それから、桜田議員がおっしゃっているように、15名。私の感覚ですと、そこでも申し上げましたけど、例えば、佐倉市並みにすると、6千人に1人なんですね。そうすると、八街市では12人になるんですよ。だから、議員の定数というのはその議会その議会で決めるものなので、例えば、15名という話があって、真剣に

検討したんですよ、ちゃんと改革検討協議会で。だけど、一方で、減らさない方がいいという意見もあるわけですよ。そういうものを取り入れて、大多数の折衷案が2名減、1割減。例えば、千葉市も54名を、今度、4名減らすんですね。市原市も36から4名減の32に減らすんですよ。だけど、それもほとんど1割ぐらいですよ。それを、桜田議員のおっしゃる15名ということになったら、先ほどおっしゃっていましたが、7名をこの議場から消すんですね。これは議員の身分というか、定数を切るということは、例えば、次の選挙に皆さんが出るといって、20にした場合は、下が上がるんですよ。今まで、例えば千票で受かっていた人が、1千200票とらないと受からないというような話になってくるんです。それを覚悟で定数を2つ減らそうということですから、その辺もやっぱりおもんばかっていたかかないと。本当は、逆に増やした方がいいという議論もあると思います。それから、区長さんの手当をぐっと、京増さんの意見のように、同じ報酬の中でシェアリングして、例えば、区長さんが40名いたら、40人で議会をやってもいいじゃないかと、そういう議論もあるんです。でも、いろいろやってきた中で、現実的な対応としては、1割減の2名減が適切ではないかというふうにやちまた21は提案をさせていただいたところでございます。

○桜田秀雄君

今お話がありましたように、それぞれ意見はたくさんございます。21の方はそのような提案をされて、また、協議会の中でも具体的な提案をされた。そういう内容を受けて、皆さん、協議会の中で議論をされたと思うんですね。でも、私の提案については、その中身を誰も知らないわけですよ、中身は。数字はあるけれども、3割削減15名というのはあるけれども、中身は全然わからないわけですよ。当然たたき台としてなっているわけですから、やはり、その中身をお尋ねするというのは当たり前だと思うんですが、どうですか。

○林 政男君

確かに、15名の根拠については、はっきり言ってわかりませんでした。けども、先ほど私が申し上げたように、佐倉市並みに6千人で1人とか、浦安市さんみたいな形にすれば、やっぱり18人です、十何万人いても。そういう議論もあるんですけども、今、八街市議会のやり方として、まず議会改革検討協議会でもみましよう。答申を議会運営委員会に上げましよう。普通はここでもう終わりなんです。これでもう今日の発議案になるんですけども、それでは、今、桜田議員がおっしゃっているような方もいらっしゃるの、皆さんの全員協議会で意見をお聞きしましよう。だから、無視したわけではなくて、一つひとつプロセスを追っているわけです。これが今、桜田さんがおっしゃっているように、いきなり改革検討協議会、議会運営委員会、今日の発議案になったのなら、これは桜田さんの言うとおりです。本当に桜田さんのことを無視しているかもしれない。けど、議長も含めて、議会運営委員会も含めて、それではだめだろう。やっぱり議員の身分に関することだから、お一人お一人聞きましょうということ。全員協議会を開いて、桜田さんもあそこで意見を述べたじゃないですか。それで、桜田さんも先ほどおっしゃられましたけれども、趣旨も述べたじゃないですか、こういうこと。こういうこと。こういうことだから、私は15名を提案

しますと、皆さんに述べたじゃないですか。桜田さんの意見が皆さんの意見であれば、あそこで修正されて、15名という提案になったかもしれないけども、いろいろの皆さんの考え方もあったので、やはり20名が適切ではないかという結論に達したわけです。

とにかく、21の考え方とすると、議員の定数を削減するということは、本当に身を切るんですよ。1千680万円が浮くだけじゃないんですよ。やっぱり、民意を上げるにも、人数が多い方に決まっているんです。けども、世間の八街市議会を見る目で、目に見える改革といったら、議会の中で改革していても、何をやっているかがわからないんですよ。定数削減というのは、多分、先ほど新聞社の方がいましたから、今日議決すれば、八街市議会2名削ると大きく出るんです。そのぐらい関心がある項目なんです。そうすることで八街市議会としての存在感があると思うんです。ただ、桜田さんがおっしゃっていることを無視したわけじゃないんです。桜田さんの意見もちゃんと参酌して今日の提案になったのです。

○議長（林 修三君）

それでは、この後、討論もありますし、発議案のことに関する質疑については十分出されたのではないかと思います。次に進んでいきたいと思いますが、よろしゅうございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（林 修三君）

質疑を終了します。

それでは、これから討論を行います。

発議案第6号についての討論を許します。

最初に反対討論の発言を許します。

○丸山わき子君

それでは、私は、発議案第6号、八街市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について反対討論をするものであります。

まず、議員の定数問題は地方政治における民主主義の基本問題という点からであります。

言うまでもなく、議会議員の役割は、住民から直接選挙で選ばれた市長と住民の代表である議員で構成する議会との二元代表制のもとで、市民の多様な意見をくみ上げ、市政と市民をつなぐパイプ役として、また、市政をチェックし、執行機関に対する批判、監視役として、さらに、政策提案、立法の役割があります。議員定数の削減によって、こうした役割が縮小されることがあってはならないと思います。

今、地方分権のもとで、自治体の仕事の多くが自治事務とされており、これらに対して地方議会の権限が及ぶこととなり、その権限が強化されています。住民の暮らしと権利を守るためにも、さらに執行機関へのチェック機能を強化するためにも、議会の役割はますます重要となっております。

先ほども申し上げましたが、2006年2月に発表された全国市議会議長会都市行政問題研究会の調査研究報告書では、分権時代における市議会の役割について、議会の執行機関に対する監視役割が一層重くなる。政策立案も住民の意思、地域の実情を的確に踏まえたもの

としていくことを必要とし、議会の構成も都市全体を見渡すことのできる議員で多く構成されるようになることが求められること。執行部に負けないほどの政策論争を重ねることが必要。この機能の向上を果たす上においても、相当の議員数は必要であると述べています。

また、同じ年の3月の都道府県議会制度研究会の報告の中でも、議会は地域における政治の機関であり、行政体制の一部ではない。議員定数の問題は単に行政の簡素・合理化と同じ論点から論ずる問題ではないとして、議員定数は議会の審議能力、住民意思の適正な反映を確保することを基本とすべきであり、議会の役割がますます重要になっている現状においては、単純な一律削減は適当ではない。競って定数削減を行うことは地域における少数意見を排除することになりかねないと、定数削減に異を挟んでいます。

このように、分権時代において議会に求められているのは、議員定数の機械的な削減ではなく、住民の多様なニーズや意思を正確に反映できるだけの議員の数であり、議会議員の本来の役割が発揮できるよう、質問時間を確保し、質的向上を図ることではないでしょうか。

2点目に、全国市議会議長会による市議会議員定数に関する調査結果の報告書では、5万から10万未満の人口に議員定数は22.1であり、八街市は平均的な定数であるということです。

しかし、議員の数を減らすべきという市民の声もあります。本来、市民の声を代弁するはずの議員を減らせという声は、議員や政治に対する不満や不信があるからではないでしょうか。

現在、日本共産党議員団が行っている市民アンケートの中で、市議会議員に何を期待しますかの問いとともに、自由に意見を書いていただく欄を設けたところ、議会活動が十分に伝わらない。行政のチェック機能を果たしていない。議員のモラルが低い、議会の政策立案能力が低いなどの厳しい声がたくさん寄せられています。

このような議員・議会に対する不満、不審を払拭し、市民の信頼を高めていくためには、議員が日夜研さんし、市民の負託に十分応える議会活動の前進と、市民の代表としての議会の審議能力、立法能力を充実させること、また、こうした議会のあり方を積極的に示し、市民に理解していただくことではないでしょうか。

3点目に、議員定数の削減によって予算の節減につながるのかということでございます。市の財政難は、本市に限らず、国の三位一体改革の名による地方財政の削減等のもとで、多くの市町村で財政は厳しい状況となっています。市財政が厳しいから議員を減らせという短絡的な発想ではなく、議会機能を十分に果たし、財政健全化を図りつつ、福祉の増進と市民が安心して暮らせる街づくりを進めることが、今、議会に求められています。議会予算の節減を考えるなら、議員報酬、政務調査費の削減を見直すなど、方法はあります。

以上、議員定数削減は、結果的には議会の機能を弱め、市民の利益に反するという立場から、反対するものであります。

○議長（林 修三君）

次に、賛成討論の発言を許します。

○石井孝昭君

私は、発議案第6号、八街市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

現在、執行機関側の行財政改革推進を鑑み、多くの団体から議員定数削減が報道されるようになってきております。昨今の千葉県内の議会の状況を見てみますと、千葉市、市原市、八千代市、木更津市、香取市、銚子市、南房総市、勝浦市が次の一般選挙から議員定数が削減されます。また、本日の新聞では、東庄町議会が定数を削減するという報道がありました。

さまざまな状況から行財政改革の推進を図っている執行機関同様、市議会も同じ負託を受けるものとして議会改革に取り組まなければならないものと思います。

本市の平成25年度経常収支比率は前年度より0.3ポイント増の95.8パーセントとなっております。平成18年度に91.2パーセントと90パーセントを超えてから8年連続の90パーセント台であり、平成24年度、25年度では95パーセントを超えております。

このようなことから、本市では、市長をはじめ副市長、教育長におかれましては、従前から給与の削減を実施され、管理職におかれましても、今現在も管理職手当の削減を実施されております。また、職員数につきましては、人員配備協議等を行うことにより定員抑制が図られ、事務事業につきましても、その内容の見直しなどにより経費の削減を推進しております。また、自主財源の確保に努められておりますが、なお一層の自主財源の確保の努力が必要と思われまます。

議員定数の削減につきましては、平成19年からの議会申し送り事項であり、かつ、その後の議会改革検討協議会の中でも議論をしまいましたが、本市の財政状況、他市の議員定数削減の状況、市民からの声など、さまざまな状況の中から、2人削減もやむを得ないのではないかとということで方向付けされたものであります。

議員定数を24人から2人減の22人とした平成19年3月末当時の住民基本台帳人口7万5千908人を22年で割った議員定数1人当たり住民基本台帳人口は3千450人であり、22人から2人減の20人とする今回では、平成26年3月末現在の住民基本台帳人口7万2千447人を20で割った議員定数1人当たりの住民基本台帳人口は3千622人となります。議員定数2人削減は、議員定数1人当たりの住民基本台帳人口が当時より172人増となり、議会改革が前に進むものと考えられます。これから先、議員一人ひとりの質の一層の向上と市民の声を市政に届け、さらなる幅広い行動力を発揮していく努力をしないようではありませんか。

今後、市の財政が厳しさを増していくことを鑑み、市議会としても、また、一議会人としても身を切る改革が必要であるという観点から、私は八街市議会議員定数条例の一部を改正する条例に賛成するものであります。

○議長（林 修三君）

ほかに討論はありませんか。

○桜田秀雄君

私は、この案件について賛成の立場から討論に参加をしたいと思います。

本日提案された議員定数の削減に関する発議案は、議会運営委員会の諮問機関として議会改革検討協議会に諮問し、その答申を受けて提案されたものであります。

議会の構成にあたり、議員2名について1名とすることでスタートいたしました。山本義一議長のもとで設置されました前議会改革検討協議会では、1人会派の2名を代表し1名が委員になっていたことから、同様の扱いとするよう書面において求めましたけれども、認められませんでした。

議員定数の削減についての課題提起は2会派1議員からありました。誠和会からは議員定数について、やちまた21からは一步踏み込んで、議員定数を本市独自に人口数に対応した議員数に削減するという提案でありました。私からは、議員定数を3割削減し、15名とする内容の提案をさせていただきました。

以後3回の協議会の中で議論し、協議の結果、定数を2名削減し20名で採決したところ、会長を除く賛成7、反対1で、次回の選挙からは定数を20名とする答申がなされ、9月9日の全員協議会に報告、議長から、大事な問題であるので、議員の意見を求めるとのお話がありました。

検討協議会の課題の提起は大まかなものであり、提案には当然理由と根拠があつてしかなるべきです。私は、協議会での議論の詳細はわかりませんでしたので、議論のたたき台となる2会派1議員からの提案について、提案の理由や根拠などについてお伺いいたしました。協議会の会長からは、いろいろなお話がありましたが、桜田議員からの提案された3割削減案は、私の感覚からかけ離れた提案なので、会長独自の判断でこっちに置いておいてということで、協議をいたしました。後ほど訂正もございました。提案者の所属する改革クラブから検討協議会の委員は出ておらず、3割削減案について提案の目的と理由、根拠などの説明はできないわけで、協議会の協議の過程で参考人として呼びし、意見を求めるぐらいの配慮はあつても当然であります。

結果的に提案された3割削減案は協議議題から外され、吟味もされないで答申をされたわけでありまして、あまりにも乱暴過ぎる手法と言わざるを得ません。民主主義とは手続そのものであるという学説もございませぬ。また、議会人として賛同する者が最も多い案を採択するという民主主義の原理原則は、十分過ぎるほど私も承知をしております。

協議会の中で委員から、3割15名の削減では、ここにいる22名のうち7名の首を切ることになる重大な提案だとの議員の身分保身のお話もありましたけれども、そうであるならば、なおさらのこと、議案の趣旨を確認なさる配慮があつてしかなるべきです。

議員定数については、平成12年に地方自治法が改正され、定数の上限のみが定められました。地域主権という考えから、各地方自治体の実情に合わせて、90条の2項で条例で自由に定めることとなったわけでありませぬ。

議員定数の数値は、具体的な意味付けを議論された歴史はなく、根拠は明白ではございませぬ。

せん。このことから、最小の経費で最大の効果を上げるという合理化に努め、規模の適正化を図るという地方自治法の原理や民意吸収の機能、監視機能、政策立案機能など、本来議会が果たすべき役割を念頭に議論をし、主権者に明白な根拠をもって理解を求めるべきであります。

私は、議員定数のあり方を議論するとき、ただ単に数のみを議論するのではなく、最小の経費で最大の効果を上げるように合理化に努め、規模の適正化を図るという地方自治法の原理や民意吸収の機能、議会の監視機能、政策立案機能など、本来議会が果たすべき役割を十分に念頭に置くべきだと考えております。

1点目は、民意の吸収機能についてのパイプ役として、①地方自治法のできた昭和22年当時に比べ、交通やインターネットなどの通信網の飛躍的な普及がございます。こうしたことを活用すれば、民意の吸収が容易になってまいります。

また、2点目として、議会基本条例を制定し、市民との対話集会などを行うことで、十分に対応できるものと私は考えております。

次に、行政の監視機能については、決算審議会を全員で行うなど、委員会方式からの本会議中心主義に改めるなど、議会改革、議会運営の改善を図ることで達成できます。

また、3点目としての政策立案機能の強化については、議員同士の活発な話し合いを通じ、政策形成を図るという合議制に基づいて、15名は適切な数であるとの根拠をもって提案をしております。

そのほかに、例えば、国は政党政治であり、議員定数は衆議院議員475名、参議院議員は242名であり、事務事業は膨大で、衆参ともに17の常任委員会は妥当性がありますが、地方議会は少数の議員の話し合いで物事を決める合議制でもあるにもかかわらず、国の制度をなぞって委員会制度をとっているわけであります。

6月議会に提案されました議案審査にもわかるように、委員会によっては付託案件ゼロという実態もございます。仮に発議案どおり2名削減となれば、3つの常任委員会の委員数は8、7、7から7、7、6となります。八街市の事業数は300程度でございますから、議員は全ての事務事業に精通すべきであると考えます。委員会制度を廃し、15名で審査した方が、より充実した議会運営が図られると思います。

また、八街市議会は十分な委員会審議を行う設備に欠けていることから、委員会審議を本会議場で行っております。委員会審議を本会議場を活用して行っている例は皆無に等しい状況ではございますけれども、私はこれは合理的であると考えております。

議員定数について、主権者の意見を取り入れるべきであります。私の行ったアンケート調査によって、3割削減の意見が主流であったこと、あるいは、最後に市財政の現状等も考慮し、痛みを分け合うという観点からの提案をしております。

今回私の提案した案は多数派を形成するに至りませんでしたけれども、基本的には議員定数の削減に賛成であります。今後はこうした議論をするときには、最も大切である議会の機能強化はどうしたらできるのか、そうしたことを念頭に置いて議論されることを願いたし

まして、賛成をするわけでございます。

○議長（林 修三君）

桜田議員に確認します。この発議案は22から20への定数削減ですが、そのことに賛成するということで確認させてください。

○桜田秀雄君

賛成です。

○議長（林 修三君）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（林 修三君）

討論がなければ、これで発議案第6号の討論を終了します。

これから採決を行います。

発議案第6号、八街市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この発議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（林 修三君）

起立多数です。発議案第6号は原案のとおり可決されました。

日程第4、議員派遣の件を議題とします。

八街市議会会議規則第172条第1項の規定により、議会改革検討協議会が9月19日に四街道市議会の決算審査特別委員会を研修するため、配付のとおり議員を派遣したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（林 修三君）

ご異議なしと認めます。配付のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

日程第5、休会の件を議題とします。

明日12日から24日までの13日間を、各常任委員会の開催及び議事都合のため、休会したいと思います。ご異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（林 修三君）

ご異議なしと認めます。9月12日から24日までの13日間を休会することに決定いたしました。

本日の日程は全て終了しました。

本日の会議はこれで終了します。

25日は午前10時から本会議を開き、委員長報告、質疑、討論及び採決を行います。

議員の皆様に申し上げます。お疲れのところではありますが、この後、全員協議会を開催

しますので、議員控室にお集まりください。
長時間にわたり大変ご苦労さまでした。

(散会 午後 3時39分)

○本日の会議に付した事件

1. 発議案の上程
発議案第6号
提案理由の説明
2. 議案第2号から議案第14号
質疑、委員会付託
決算審査特別委員会の設置及び付託
3. 発議案第6号
質疑、討論、採択
4. 議員派遣の件
5. 休会の件

-
- 発議案第6号 八街市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第2号 八街市幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第3号 八街市子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第4号 八街市放課後児童健全育成事業の設置及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第5号 八街市家庭的保育事業等の設置及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第6号 八街市特定保育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第7号 平成26年度八街市一般会計補正予算について
- 議案第8号 平成26年度八街市下水道事業会計補正予算について
- 議案第9号 平成25年度八街市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第10号 平成25年度八街市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第11号 平成25年度八街市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第12号 平成25年度八街市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第13号 平成25年度八街市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第14号 平成25年度八街市水道事業会計決算の認定について